

令和 2 年度

市 税 概 要

厚 木 市

厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流れに臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第 1 章 総 括

1	市の概況	5
(1)	厚木市の位置	5
(2)	市域の変遷	5
2	人口・世帯数の推移	6
3	令和2年度一般会計歳入歳出予算(当初)	7
4	令和2年度一般会計歳入歳出予算構成図(当初)	8
5	令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表	9
6	令和元年度一般会計歳入決算額	10
7	令和元年度一般会計歳出決算額	11

第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表	13
9	令和2年度市税歳入予算額の構成(当初)	14
10	令和元年度市税歳入決算額の構成	15
11	市税収入の推移	16
12	市税伸長状況表	16
13	市税の伸長率	17
14	徴税費に関する調べ(年度比較)	18
15	個人市民税・県民税	19
(1)	個人市民税・県民税の当初調定額の推移(6月末)	19
(2)	個人市民税納税義務者の内訳(当初現年分)	20
(3)	課税標準所得別納税義務者数(当初)	20
(4)	課税標準額所得割等に関する調べ(6月末)	21
(5)	退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)	22
(6)	課税標準額段階別納税義務者数(当初)	23
(7)	課税標準額段階別総所得金額(当初)	24
(8)	事業専従者に関する調べ	25
16	法人市民税	26
(1)	税率別調定額前年度対比表	26
(2)	調定額の推移	27
(3)	月別調定額前年度対比表	27

17	固定資産税・都市計画税	28
	(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	28
	(2) 土地に関する概要調書	30
	(3) 宅地に関する調べ	32
	(4) 家屋に関する概要調書	33
	(5) 償却資産に関する概要調書	34
	(6) 土地の年度別構成比	35
	(7) 家屋の棟数及び床面積調べ	35
18	軽自動車税	36
	(1) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初)	36
	(2) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初、三輪・四輪内訳)	37
	(3) 軽自動車税(種別割)車種別台数及び調定額の推移(当初)	38
	(4) 軽自動車税(環境性能割)月別調定額前年度対比表	39
19	市たばこ税に関する調べ	40
20	入湯税に関する調べ	41

第3章 納 税

21	市税収入実績調べ	44
22	督促状発送状況調べ	46
23	滞納処分執行状況調べ	47

第4章 その他の資料

24	市税証明等発行件数	49
25	行政機構と税務事務分掌	50
	(1) 行政機構図	50
	(2) 税務機構図	51
	(3) 税務事務分掌	51
26	税務職員係別人員調べ	52
27	電算事務実施状況	54
28	市税の税率等一覧表(令和2年度)	55
29	市税税率の変遷	56

第 1 章 総括



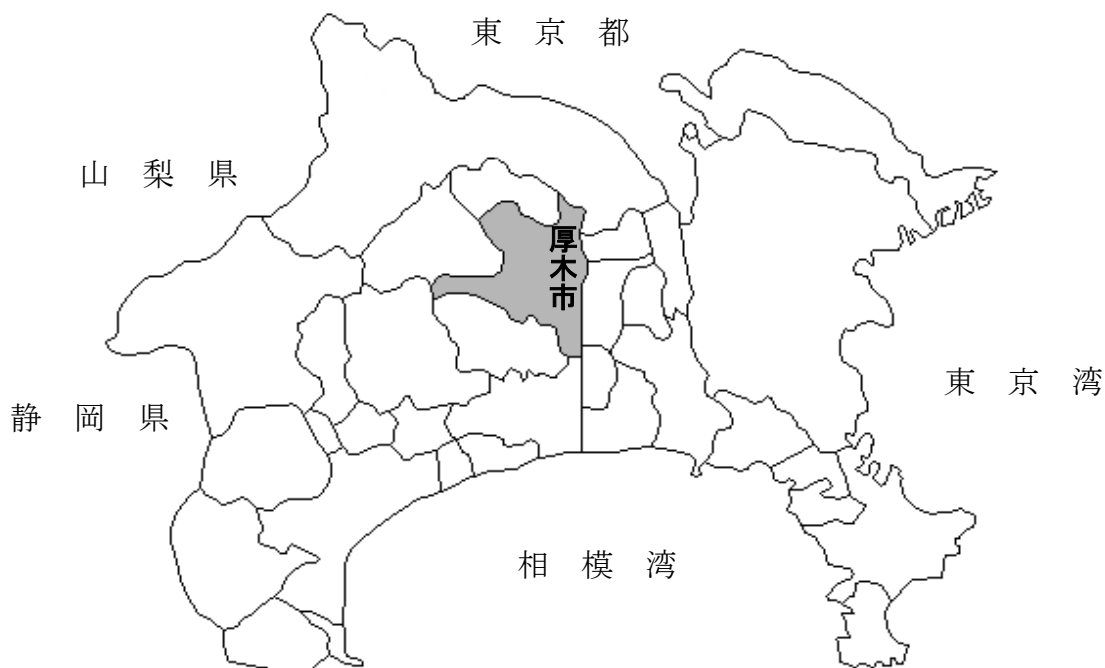
厚 木 市 章

(昭和 30 年 3 月 22 日制定)

あつぎの 3 字と鮎 3 尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22' 45"	下依知	極北	北緯 35° 31' 41"	上依知
極西	東経 139° 13' 42"	七沢	極南	北緯 35° 23' 41"	戸田

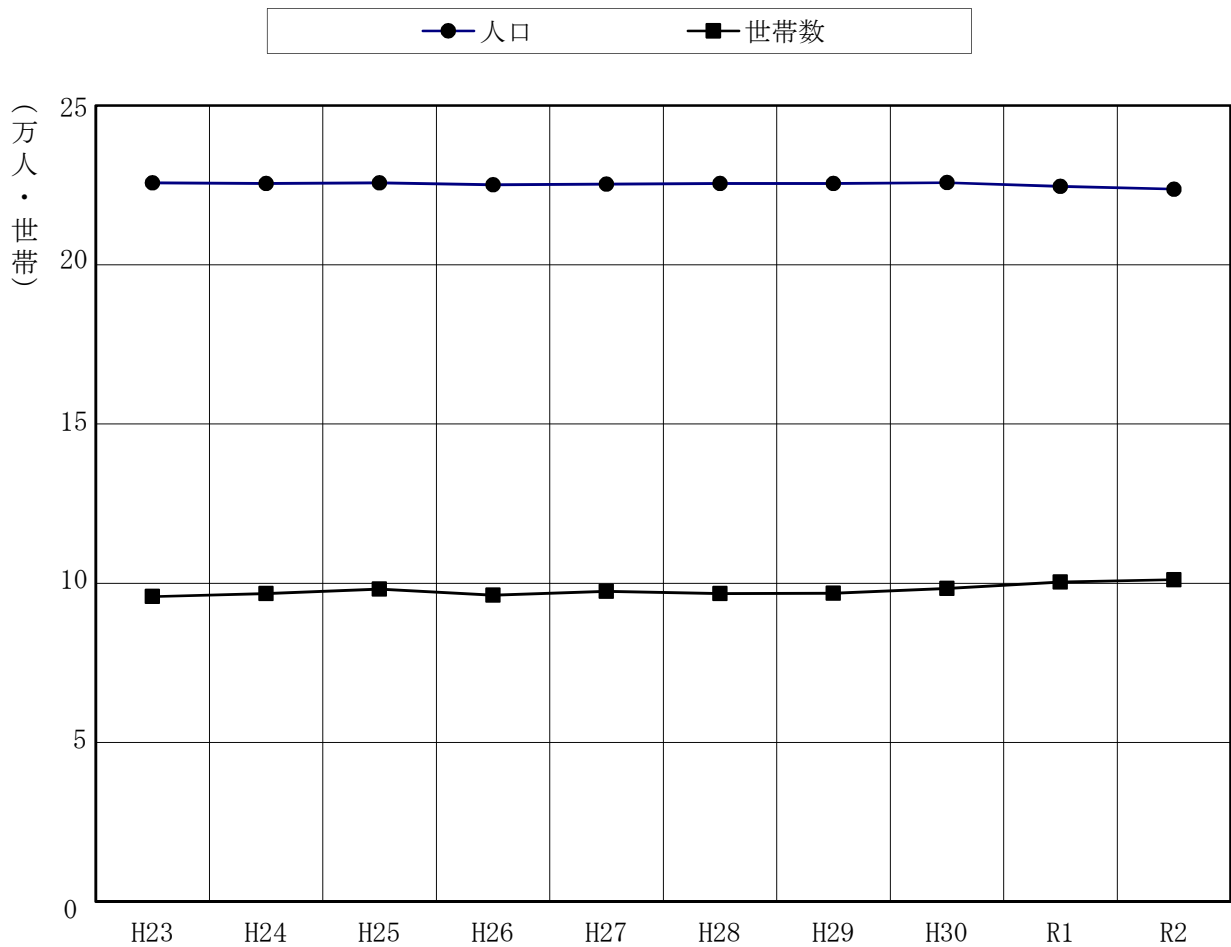
事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎 (中町3-17-17)	139° 21' 44"	35° 26' 34"	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.76 km	14.71 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km ²	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km ²	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km ²	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km ²	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km ²	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km ²	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km ²	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	224,420 人
平成26年10月1日	国土地理院調査	93.84 km ²	225,166 人
平成27年10月1日	国勢調査	93.84 km ²	225,714 人

2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

年度	区分	世帯数	人 口		
			総数	男	女
平成23年度		93,064	224,101	116,553	107,548
平成24年度		94,225	224,776	116,889	107,887
平成25年度		95,054	224,954	116,929	108,025
平成26年度		96,281	225,166	117,052	108,114
平成27年度		95,824	225,714	116,658	109,056
平成28年度		96,767	225,541	116,511	109,030
平成29年度		98,145	225,693	116,655	109,038
平成30年度		99,336	225,204	116,487	108,717
令和元年度		100,377	224,677	116,247	108,430
令和2年度		101,098	223,743	115,709	108,034

3 令和2年度一般会計歳入歳出予算（当初）

歳入 (単位：千円・%)

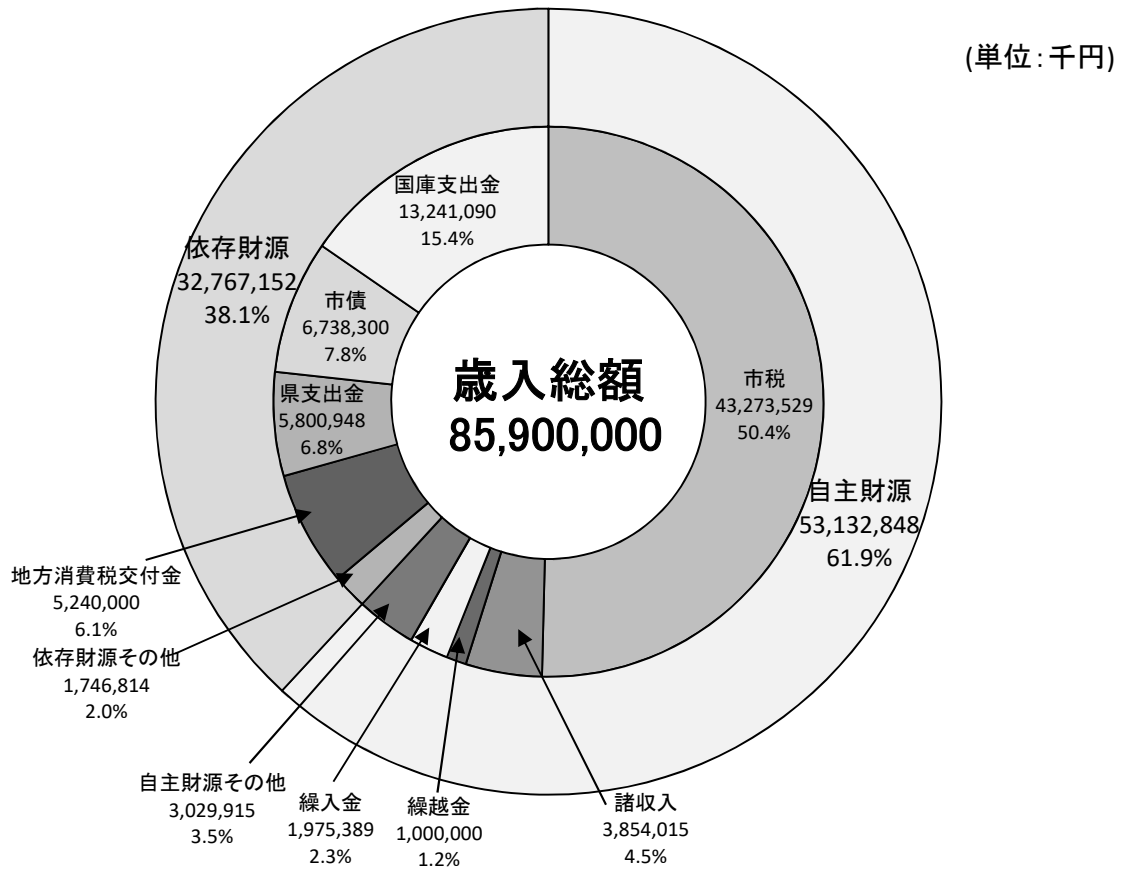
款別	予算額	構成比
5 市 税	43,273,529	50.4
10 地方譲与税	522,000	0.6
15 利子割交付金	41,000	0.1
18 配当割交付金	179,000	0.2
21 株式等譲渡所得割交付金	143,000	0.2
23 法人事業税交付金	292,319	0.3
24 地方消費税交付金	5,240,000	6.1
27 ゴルフ場利用税交付金	139,000	0.2
31 環境性能割交付金	153,495	0.2
33 地方特例交付金	209,000	0.2
35 地方交付税	30,000	0.0
40 交通安全対策特別交付金	38,000	0.0
45 分担金及び負担金	382,296	0.4
50 使用料及び手数料	1,448,293	1.7
55 国庫支出金	13,241,090	15.4
60 県支出金	5,800,948	6.8
65 財産収入	199,326	0.2
70 寄附金	1,000,000	1.2
75 繰入金	1,975,389	2.3
80 繰越金	1,000,000	1.2
85 諸収入	3,854,015	4.5
90 市債	6,738,300	7.8
合計	85,900,000	100.0

歳出 (単位：千円・%)

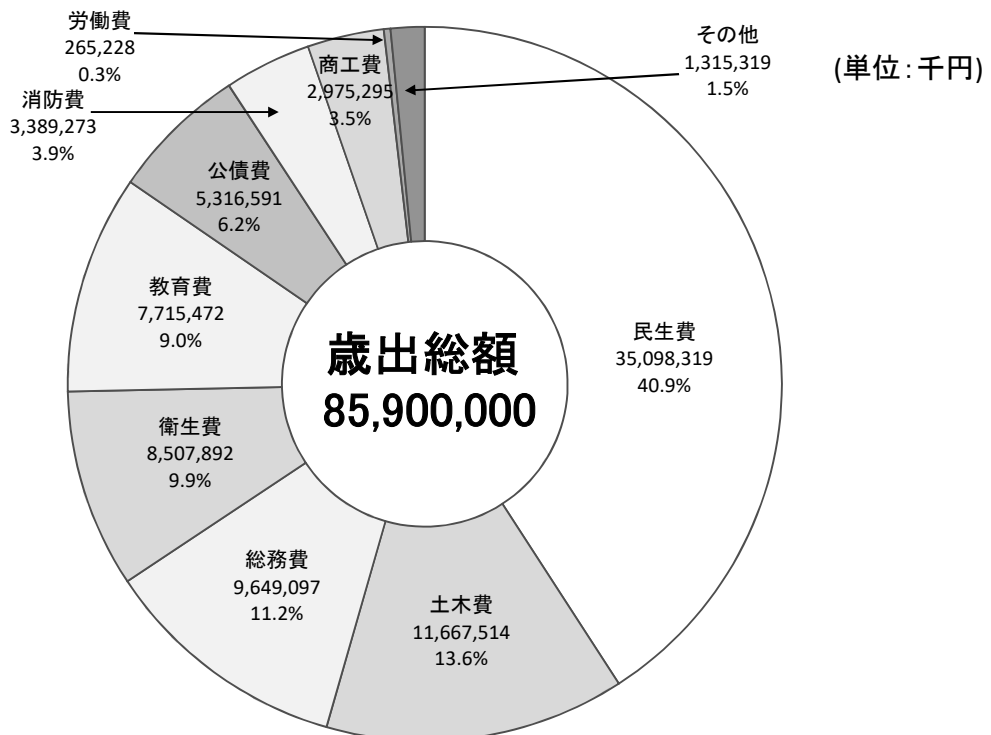
款別	予算額	構成比
5 議会費	461,354	0.5
10 総務費	9,649,097	11.2
15 民生費	35,098,319	40.9
20 衛生費	8,507,892	9.9
25 労働費	265,228	0.3
30 農林水産業費	753,965	0.9
35 商工費	2,975,295	3.5
40 土木費	11,667,514	13.6
45 消防費	3,389,273	3.9
50 教育費	7,715,472	9.0
60 公債費	5,316,591	6.2
70 予備費	100,000	0.1
合計	85,900,000	100.0

4 令和2年度一般会計歳入歳出予算構成図（当初）

〔歳入予算〕



〔歳出予算〕



5 令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	
一般会計	98,235,308,377	94,401,338,625	△ 3,833,969,752	
特別会計	公共用地取得事業	1,510,265,738	1,495,842,540	△ 14,423,198
	後期高齢者医療事業	2,839,468,000	2,840,377,580	909,580
	国民健康保険事業	22,853,846,000	22,588,894,115	△ 264,951,885
	介護保険事業	14,803,073,000	14,452,851,881	△ 350,221,119
	公共下水道事業	6,505,022,000	5,518,023,965	△ 986,998,035
	小計	48,511,674,738	46,895,990,081	△ 1,615,684,657
	合計	146,746,983,115	141,297,328,706	△ 5,449,654,409

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)	
一般会計	98,235,308,377	90,012,595,738	8,222,712,639	
特別会計	公共用地取得事業	1,510,265,738	1,495,821,669	14,444,069
	後期高齢者医療事業	2,839,468,000	2,803,250,076	36,217,924
	国民健康保険事業	22,853,846,000	22,434,019,655	419,826,345
	介護保険事業	14,803,073,000	13,968,309,318	834,763,682
	公共下水道事業	6,505,022,000	5,074,034,605	1,430,987,395
	小計	48,511,674,738	45,775,435,323	2,736,239,415
	合計	146,746,983,115	135,788,031,061	10,958,952,054

6 令和元年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

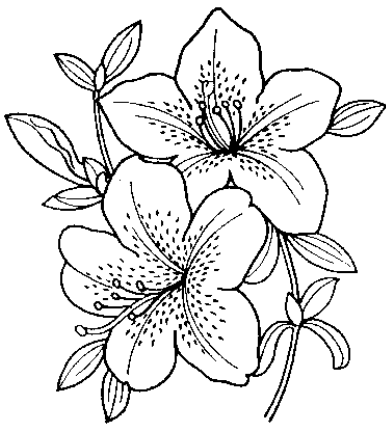
款 別	当初予算額	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)/(A)
5 市 税	43,253,558,000	47,253,558,000	49,171,715,435	48,584,336,479	51.5	102.8
10 地方譲与税	502,000,000	502,000,000	529,151,053	529,151,053	0.6	105.4
15 利子割交付金	43,000,000	43,000,000	21,435,000	21,435,000	0.0	49.8
18 配当割交付金	194,000,000	194,000,000	197,346,000	197,346,000	0.2	101.7
21 株式譲渡所得割 交 付 金	143,000,000	143,000,000	118,424,000	118,424,000	0.1	82.8
24 地方消費税 交 付 金	4,597,000,000	4,597,000,000	4,504,861,000	4,504,861,000	4.8	98.0
27 ゴルフ場利用 税 交 付 金	140,000,000	140,000,000	137,685,290	137,685,290	0.1	98.3
30 自動車取得税 交 付 金	130,000,000	130,000,000	147,379,371	147,379,371	0.2	113.4
31 環境性能割 交 付 金	88,000,000	88,000,000	46,019,000	46,019,000	0.0	52.3
33 地方特例 交 付 金	1,105,744,000	415,516,000	427,743,000	427,743,000	0.5	102.9
35 地方交付税	30,000,000	30,000,000	102,430,000	102,430,000	0.1	341.4
40 交通安全対策 特 別 交 付 金	39,000,000	39,000,000	36,516,000	36,516,000	0.0	93.6
45 分担金及び 負 担 金	601,349,000	601,349,000	506,961,083	489,253,264	0.5	81.4
50 使用料及び 手 数 料	1,421,875,000	1,421,875,000	1,427,441,302	1,377,623,295	1.5	96.9
55 国庫支出金	12,999,177,000	14,660,117,000	13,258,323,752	13,258,323,752	14.0	90.4
60 県 支 出 金	5,539,754,000	5,551,183,000	5,438,114,578	5,438,114,578	5.8	98.0
65 財 産 収 入	188,426,000	206,364,000	210,100,046	210,076,346	0.2	101.8
70 寄 附 金	450,000,000	1,260,000,000	1,149,077,839	1,149,077,839	1.2	91.2
75 繰 入 金	1,808,126,000	2,714,523,000	2,675,699,308	2,675,699,308	2.8	98.6
80 繰 越 金	1,600,000,000	3,975,866,377	3,975,866,991	3,975,866,991	4.2	100.0
85 諸 収 入	3,896,991,000	3,949,657,000	4,366,204,934	4,034,877,059	4.3	102.2
90 市 債	7,529,000,000	10,319,300,000	6,939,100,000	6,939,100,000	7.4	67.2
合 計	86,300,000,000	98,235,308,377	95,387,594,982	94,401,338,625	100.0	96.1

7 令和元年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)／(A)
5 議会費	462,720,000	460,929,000	440,196,296	20,732,704	0.5	95.5
10 総務費	9,374,991,000	12,804,689,168	12,034,428,331	770,260,837	13.4	94.0
15 民生費	34,642,721,000	34,524,477,000	33,708,751,017	815,725,983	37.4	97.6
20 衛生費	8,175,457,000	11,189,993,200	10,853,279,817	336,713,383	12.1	97.0
25 労働費	272,770,000	267,845,000	262,407,661	5,437,339	0.3	98.0
30 農林 水産業費	886,627,000	917,388,000	657,145,142	260,242,858	0.7	71.6
35 商工費	3,059,425,000	3,571,617,060	3,178,980,372	392,636,688	3.5	89.0
40 土木費	12,370,288,000	15,732,490,519	11,716,521,373	4,015,969,146	13.0	74.5
45 消防費	3,214,780,000	3,310,716,943	3,119,042,897	191,674,046	3.5	94.2
50 教育費	8,015,676,000	9,686,453,344	8,420,669,605	1,265,783,739	9.4	86.9
60 公債費	5,724,545,000	5,717,323,000	5,621,173,227	96,149,773	6.2	98.3
70 予備費	100,000,000	51,386,143	0	51,386,143	—	—
合 計	86,300,000,000	98,235,308,377	90,012,595,738	8,222,712,639	100.0	91.6

第 2 章 賦課



市の花 さつき
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき（シャクナゲ科）

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6～7 月に色とりどりの花が開花します。

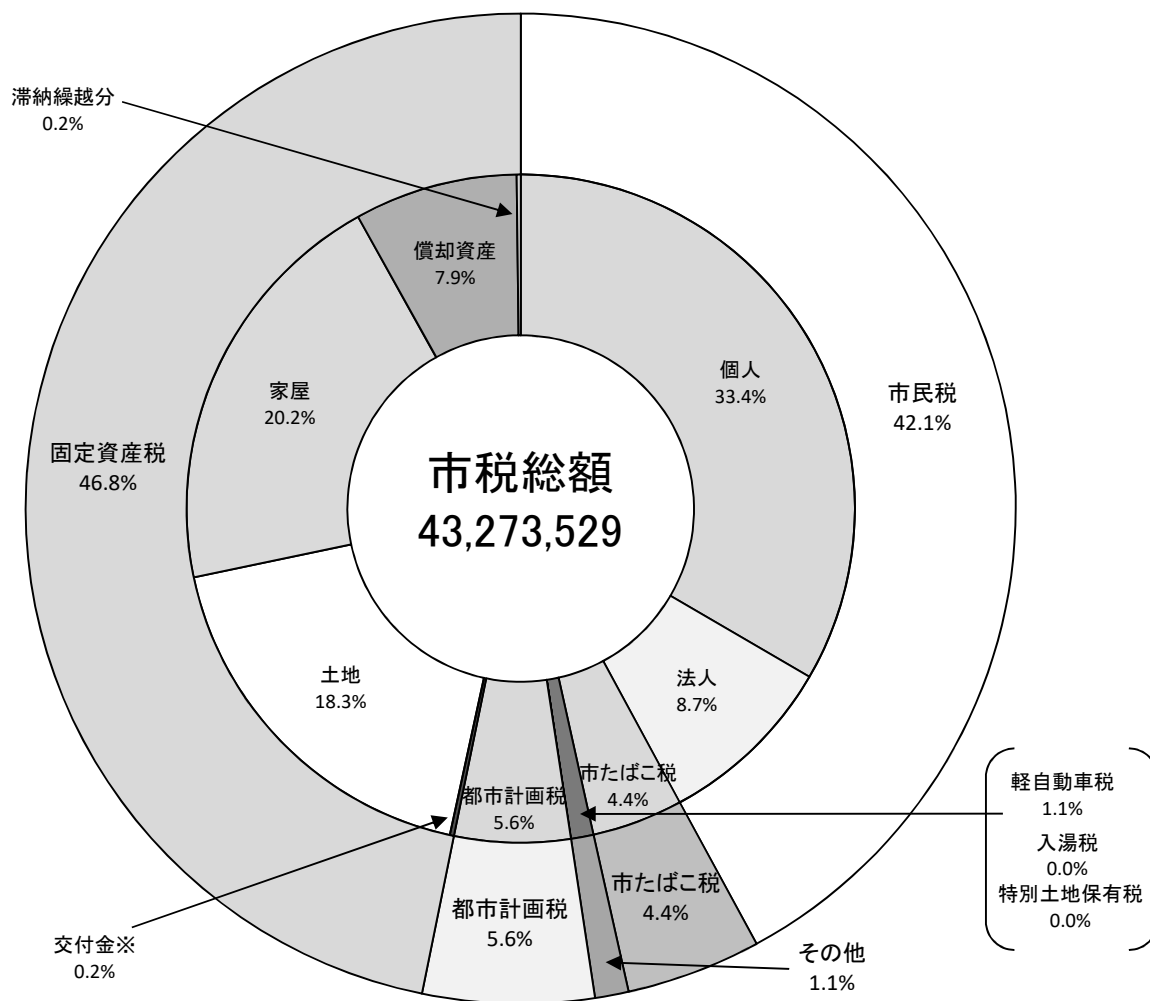
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

年度		令和2年度	令和元年度	対前年度比
税目				
市	民 税	18,231,358	18,444,500	98.8
個人	現年課税分	14,360,000	14,150,000	101.5
	滞納繰越分	108,619	98,457	110.3
法人	現年課税分	3,758,000	4,186,000	89.8
	滞納繰越分	4,739	10,043	47.2
固	定 資 産 税	20,216,804	19,957,812	101.3
土地家屋 償却資産	現年課税分	20,053,000	19,763,000	101.5
	滞納繰越分	70,804	110,812	63.9
	国有資産等所在市町村交付金	93,000	84,000	110.7
軽	自 動 車 税	478,676	437,417	109.4
	環 境 性 能 割	40,479	13,924	290.7
種別割	現年課税分	434,305	418,453	103.8
	滞納繰越分	3,892	5,040	77.2
市	た ば こ 税	1,902,386	1,974,132	96.4
	現年課税分	1,902,385	1,974,131	96.4
	滞納繰越分	1	1	100.0
特 別 土 地 保 有 税		0	1	0.0
	現年課税分	0	0	—
	滞納繰越分	0	1	0.0
入	湯 税	5,551	5,206	106.6
	現年課税分	5,550	5,205	106.6
	滞納繰越分	1	1	100.0
都 市 計 画 税		2,438,754	2,434,490	100.2
土地家屋	現年課税分	2,429,000	2,419,000	100.4
	滞納繰越分	9,754	15,490	63.0
現 年 課 税 分 計		42,645,306	42,600,300	100.1
滞 納 繰 越 分 計		628,223	653,258	96.2
市 税 総 計		43,273,529	43,253,558	100.0

9 令和2年度市税歳入予算額の構成（当初）

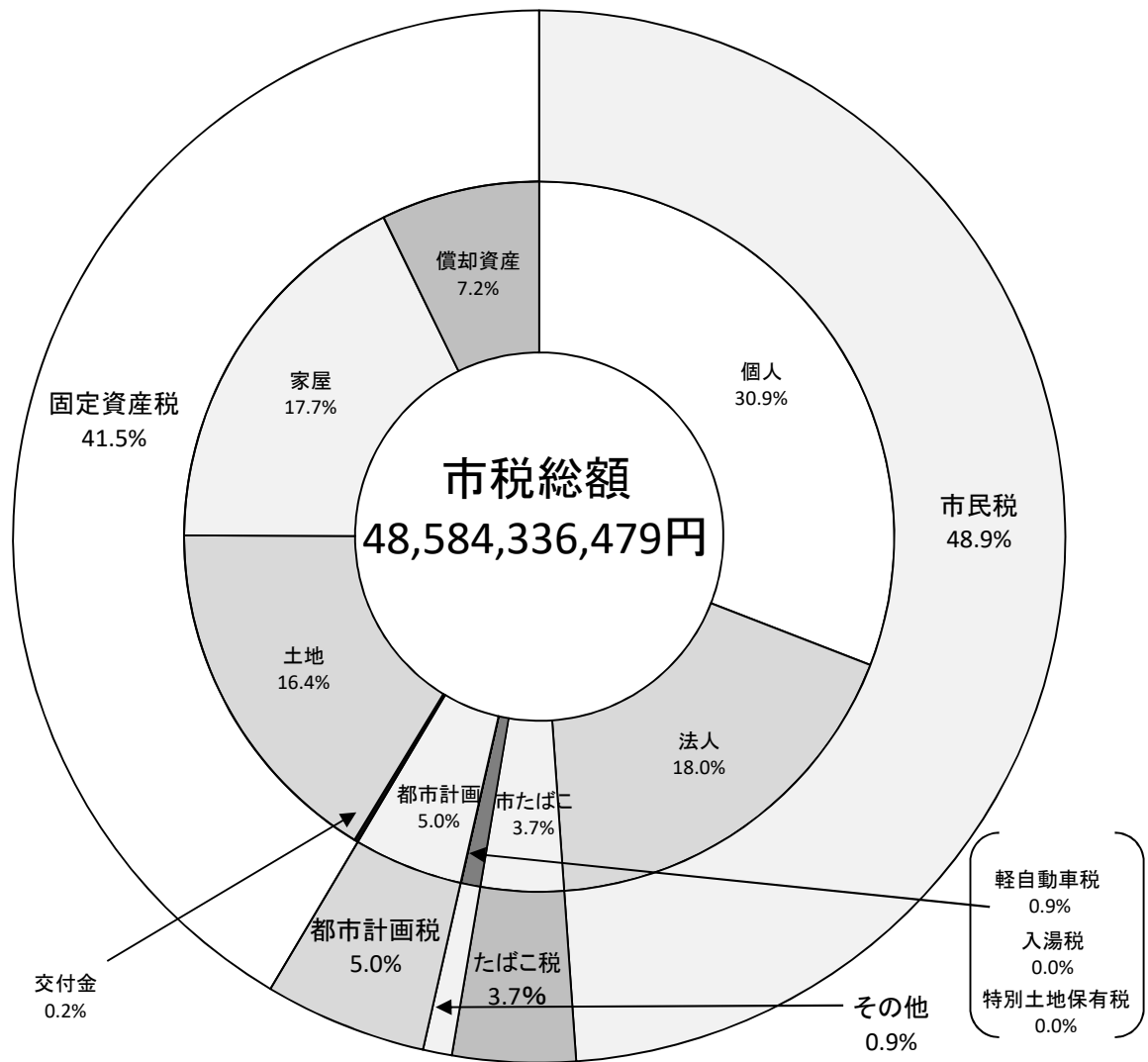


(単位：千円・%)

税目	区分	予 算 額			
		令和2年度	令和元年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	40,829,224	40,813,862	15,362	100.0
	市民税	18,231,358	18,444,500	△ 213,142	98.8
	個人	14,468,619	14,248,457	220,162	101.5
	法人	3,762,739	4,196,043	△ 433,304	89.7
	固定資産税	20,216,804	19,957,812	258,992	101.3
	固定資産税	20,123,804	19,873,812	249,992	101.3
	交付金※	93,000	84,000	9,000	110.7
	軽自動車税	478,676	437,417	41,259	109.4
	環境性能割	40,479	13,924	26,555	290.7
	種別割	438,197	0	438,197	皆増
	軽自動車税	0	423,493	△ 423,493	皆減
	市たばこ税	1,902,386	1,974,132	△ 71,746	96.4
	特別土地保有税	0	1	△ 1	0.0
2	目的税	2,444,305	2,439,696	4,609	100.2
	入湯税	5,551	5,206	345	106.6
	都市計画税	2,438,754	2,434,490	4,264	100.2
	合計	43,273,529	43,253,558	19,971	100.0

※国有資産等所在市町村交付金

10 令和元年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決 算 額			
		令和元年度	平成30年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	46,154,952,742	45,296,692,504	433,137,478	101.9
	市民税	23,747,942,212	23,782,970,620	△ 35,028,408	99.9
	個人	15,001,037,428	14,753,847,665	247,189,763	101.7
	法人	8,746,904,784	9,029,122,955	△ 282,218,171	96.9
	固定資産税	20,147,731,334	19,712,313,312	435,418,022	102.2
	固定資産税	20,063,063,734	19,626,209,512	436,854,222	102.2
	交付金※	84,667,600	86,103,800	△ 1,436,200	98.3
	軽自動車税	425,122,760	404,504,879	20,617,881	105.1
	軽自動車税	420,027,460	404,504,879	15,522,581	103.8
	環境性能割	5,095,300	-	5,095,300	皆増
	市たばこ税	1,834,156,436	1,801,408,572	32,747,864	101.8
	特別土地保有税	0	0	0	-
2	目的税	2,429,383,737	2,404,772,825	24,610,912	101.0
	入湯税	5,355,600	5,461,950	△ 106,350	98.1
	都市計画税	2,424,028,137	2,399,310,875	24,717,262	101.0
	合計	48,584,336,479	47,701,465,329	882,871,150	101.9

※国有資産等所在市町村交付金

1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

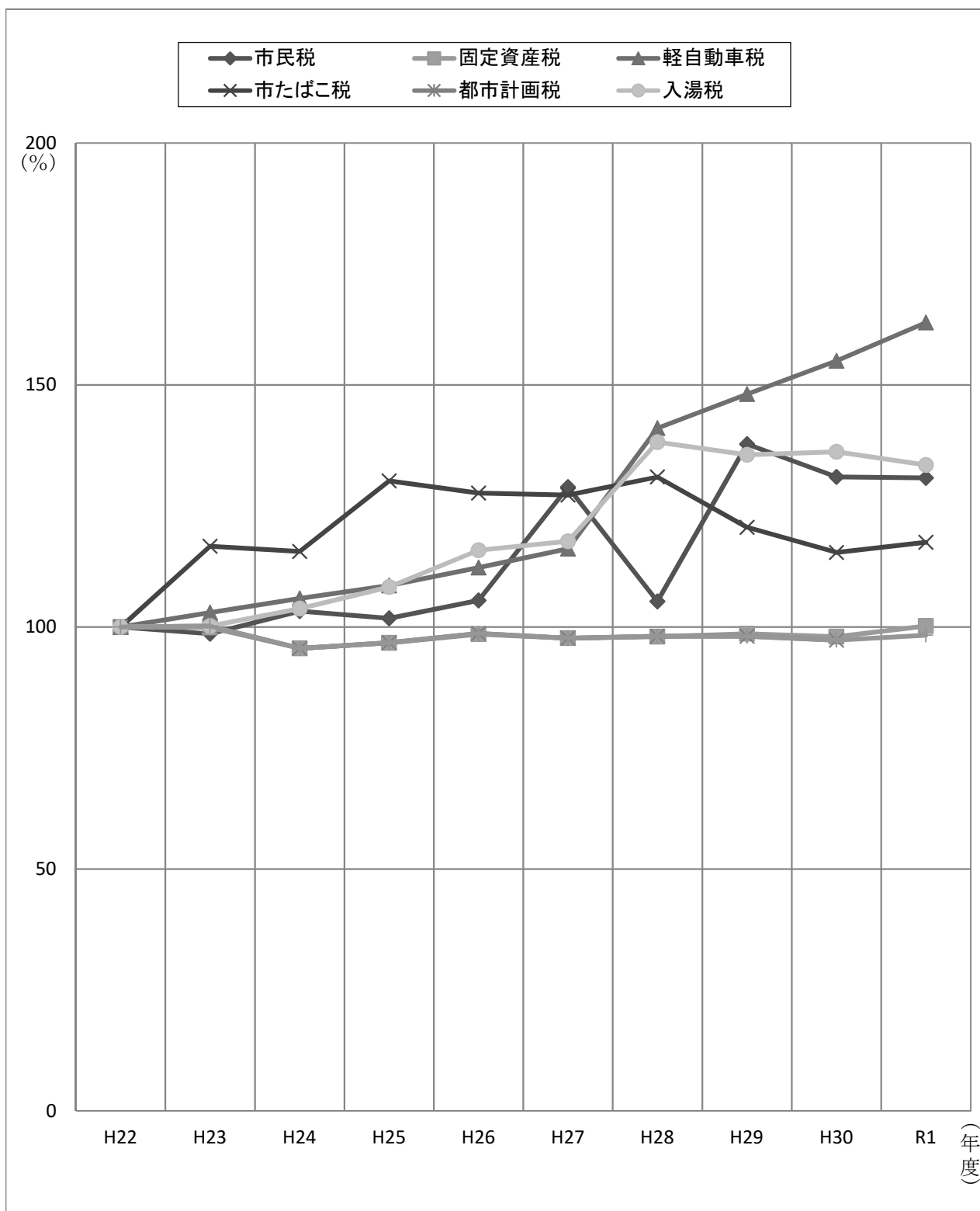
区分 年度	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
平成27年度	47,352,182	49,233,833	47,742,646	216,849	1,274,337
平成28年度	43,758,627	44,686,807	43,666,622	114,252	905,932
平成29年度	49,491,082	50,296,318	49,526,490	108,944	660,883
平成30年度	47,735,816	48,720,248	48,105,970	63,350	550,928
令和元年度	47,253,558	49,171,715	48,584,336	90,510	496,868

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の 伸び率	市税収入済額の 伸び率	徴 収 率 (対調定額)	人口の伸び率 (1月1日現在)
平成27年度	110.3	109.3	97.0	100.2
平成28年度	92.4	91.5	97.7	99.9
平成29年度	113.1	113.4	98.5	100.1
平成30年度	96.5	97.1	98.7	99.7
令和元年度	99.0	101.0	98.8	99.7

1 3 市税の伸長率



平成22年度の決算額を100としたときの令和元年度の数値

市民税	固定資産税	軽自動車税 (環境性能制含む)	市たばこ税	入湯税	都市計画税
130.8	100.2	162.9	117.5	133.5	98.3

14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度		
		令和元年度	平成30年度	
税収入額	(1) 市 税	48,584,336	48,105,970	
	(2) 個人 の 県 民 税	9,996,525	9,831,801	
	(3) 合 計	58,580,861	57,937,771	
徴 税 費	人件費	(4) 基 本 給	287,640	266,811
		(5) 諸 手 当	285,913	243,077
		ア 超 過 勤 務 手 当	51,044	44,685
		イ 税 務 特 別 手 当	0	0
		ウ その他 の 手 当	234,869	198,392
		(6) そ の 他	102,593	95,025
		(7) 小 計	676,146	604,913
	需用費	(8) 旅 費	449	576
		(9) 賃 金	0	0
		(10) そ の 他	10,344	9,006
		(11) 小 計	10,793	9,582
	報奨金及び これに類する 経費	(12) 納期前納付の報奨金		
		(13) 納税貯蓄組合補助金	200	200
		(14) 納 税 奨 励 金	0	0
		(15) そ の 他	0	0
		(16) 小 計	200	200
	(17) そ の 他	201,972	143,235	
	(18) 合 計	889,111	757,930	
県税徴収取扱費	(19) 納税義務者数を基準に した金額	353,042	349,344	
	(20) 報奨金の額に相当する 金額			
	(21) 合 計	353,042	349,344	
(22) 市税徴収取扱費 (18) - (21)		536,069	408,586	
税収入額に対する 徴税費の割合	(23) (18) / (3)	1.5%	1.3%	
	(24) (22) / (1)	1.1%	0.8%	
徴税職員数4月1日現在		79人	78人	

15 個人市民税・県民税

(1) 個人市民税・県民税の当初調定額の推移（6月末）

(単位：人・千円・%)

区 分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
納義者	税務数	普通徴収	24,254	23,721	23,470	23,274	22,892
		給与特別徴収	73,801	75,221	76,674	77,936	78,799
		年金特別徴収	14,975	15,425	15,199	15,833	15,948
		計	113,030	114,367	115,343	117,043	117,639
税 額	市民税	普通徴収					
		均等割	88,679	85,814	84,488	84,060	82,220
		所得割	2,868,677	2,817,661	2,811,102	2,917,543	2,802,352
		給与特別徴収					
		均等割	249,682	257,978	263,122	267,648	271,049
		所得割	10,216,469	10,442,347	10,623,763	10,814,138	10,934,056
	年金特別徴収						
	均等割	46,814	49,109	50,357	50,885	51,416	
	所得割	664,838	694,880	708,898	708,306	719,337	
	小計	14,135,159	14,347,789	14,541,730	14,842,580	14,860,430	
	県民税	普通徴収					
		均等割	45,605	44,133	43,451	43,231	42,285
		所得割	1,923,132	1,888,990	1,884,295	1,955,101	1,878,338
		給与特別徴収					
		均等割	128,415	132,678	135,324	137,651	139,400
		所得割	6,852,075	7,004,818	7,127,087	7,254,339	7,334,859
	年金特別徴収						
	均等割	24,075	25,255	25,897	26,169	26,442	
	所得割	445,801	465,962	475,340	474,916	482,305	
	小計	9,419,103	9,561,836	9,691,394	9,891,407	9,903,629	
	市・県民税	普通徴収					
		均等割	134,284	129,947	127,939	127,291	124,505
		所得割	4,791,809	4,706,651	4,695,397	4,872,644	4,680,690
		給与特別徴収					
均等割		378,097	390,656	398,446	405,299	410,449	
所得割		17,068,544	17,447,165	17,750,850	18,068,477	18,268,915	
年金特別徴収							
均等割	70,889	74,364	76,254	77,054	77,858		
所得割	1,110,639	1,160,842	1,184,238	1,183,222	1,201,642		
合計	23,554,262	23,909,625	24,233,124	24,733,987	24,764,059		
伸 び 率		99.8	101.5	101.4	102.1	100.1	
特定あん分率 (県)		39.98	39.99	39.99	39.99	39.99	

(2) 個人市民税納税義務者の内訳（当初現年分）

(単位：人)

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割、所得割の 両方の者	合 計
平成28年度	4,523	0	107,371	111,894
平成29年度	4,318	0	108,802	113,120
平成30年度	4,678	0	109,838	114,516
令和元年度	4,790	0	111,102	115,892
令和2年度	4,764	0	111,618	116,382

(3) 課税標準所得別納税義務者数（当初）

(単位：人)

区分 年度	給 与 所 得 者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	その他の所得者	合 計
平成28年度	86,055	3,645	38	17,633	107,371
平成29年度	87,051	3,753	38	17,960	108,802
平成30年度	88,120	3,677	33	18,008	109,838
令和元年度	89,479	3,634	34	17,955	111,102
令和2年度	90,112	3,516	24	17,966	111,618

(注) 均等割のみの者を除く。

(4) 課税標準額所得割等に関する調べ(6月末)

(単位:人・千円)

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区 分						
納 税 義 務 者 数		107,371	108,802	109,838	111,102	111,618
総所得金額	総 所 得 金 額	356,840,704	361,675,235	367,634,034	375,010,420	377,008,430
	山 林 所 得 金 額	0	0	0	0	1,372
	分 離 譲 渡 金 額 等	8,509,348	8,966,585	10,376,619	12,910,885	11,246,680
	計	365,350,052	370,641,820	378,010,653	387,921,305	388,256,482
所 得 控 除 額	雑 損	2,070	1,832	6,103	11,385	6,183
	医 療 費	2,559,957	2,560,710	2,595,874	2,644,949	2,603,553
	社 会 保 険 料	59,587,699	61,260,700	62,935,899	64,387,258	65,248,697
	小 規 模 共 済	796,527	895,076	991,084	1,133,594	1,237,344
	生 命 保 険 料	3,384,058	3,471,994	3,542,334	3,609,255	3,629,078
	地 震 保 険 料	252,208	260,637	266,620	275,321	287,561
	障 害 者	993,320	995,460	987,720	1,007,580	1,017,440
	寡 婦	492,620	508,220	527,900	541,980	549,760
	寡 夫	59,540	55,120	54,600	57,720	65,780
	勤 労 学 生	1,300	2,860	2,600	3,120	7,020
	配 偶 者	9,751,960	9,575,500	9,383,210	8,356,090	8,119,140
	配 偶 者 特 別	622,350	612,610	573,160	1,406,470	1,470,750
	扶 養	6,943,150	6,843,610	6,815,030	6,925,470	6,925,030
	同 居 特 障 加 算 分	201,940	202,400	195,040	189,520	183,540
	基 礎	35,432,430	35,904,660	36,246,540	36,663,660	36,833,940
計	121,081,129	123,151,389	125,123,714	127,213,372	128,184,816	
課税標準額	総 所 得 金 額	235,884,674	238,633,970	242,645,071	247,909,482	248,944,477
	山 林 所 得 退 金 額	0	0	0	0	1,318
	分 離 譲 渡 金 額 等	8,384,249	8,856,461	10,241,868	12,798,451	11,125,871
	計	244,268,923	247,490,431	252,886,939	260,707,933	260,071,666
算 出 税 額	14,399,741	14,577,443	14,860,028	15,252,290	15,261,196	
税 額 控 除 額 等	261,089	356,635	428,848	530,988	551,313	
調 整 控 除	214,804	216,118	216,832	218,621	219,360	
配 当 割 額 ・ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	34,360	18,367	33,668	24,473	23,295	
所 得 割 額	13,889,488	13,986,323	14,180,681	14,478,208	14,467,228	

(5) 退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(令和2年6月末まで)

(単位：人・千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額
4月	46	8,599	82	11,325	69	7,759	32	5,942	49	8,253
5月	209	25,640	190	25,569	221	31,419	164	23,196	145	38,457
6月	73	4,222	36	4,674	34	6,475	59	14,752	34	8,193
7月	39	6,376	25	3,271	39	4,521	36	7,438		
8月	31	5,476	34	5,146	54	10,651	29	3,886		
9月	27	5,384	25	1,642	48	8,957	36	6,761		
10月	28	4,929	26	3,890	25	3,790	19	2,981		
11月	19	2,190	45	8,791	29	5,232	45	7,010		
12月	26	3,249	24	3,097	22	3,965	23	3,277		
1月	24	3,529	26	3,376	31	4,713	33	10,041		
2月	29	6,539	28	3,230	41	6,936	34	4,792		
3月	19	17,777	34	6,611	30	4,638	24	2,918		
合計	570	93,910	575	80,622	643	99,056	534	92,994		

(6) 課税標準額段階別納税義務者数 (令和2年当初)

(単位:人)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所 得 者	農 業 者 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	2,714	161	4	952	270	4,101
10万円超え 100万円以下	21,580	1,031	9	9,468	217	32,305
100万円超え 200万円以下	26,472	891	7	3,762	201	31,333
200万円超え 300万円以下	17,177	578	2	1,221	177	19,155
300万円超え 400万円以下	9,130	335	1	497	103	10,066
400万円超え 550万円以下	7,285	219	0	387	124	8,015
550万円超え 700万円以下	2,393	93	0	234	64	2,784
700万円超え 1,000万円以下	1,745	73	1	214	77	2,110
1,000万円超え	1,175	113	0	320	141	1,749
合 計	89,671	3,494	24	17,055	1,374	111,618
200万円以下	50,766	2,083	20	14,182	688	67,739
200万円超え 700万円以下	35,985	1,225	3	2,339	468	40,020
700万円超え	2,920	186	1	534	218	3,859

(7) 課税標準額段階別総所得金額 (令和2年当初)

(単位:千円)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所得者	農 業 者 所得者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ い て 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	1,442,705	117,712	4,087	778,242	3,187,088	5,529,834
10万円超え 100万円以下	29,074,138	1,517,534	15,357	12,926,908	1,714,279	45,248,216
100万円超え 200万円以下	65,407,749	2,275,462	16,234	8,935,549	2,198,736	78,833,730
200万円超え 300万円以下	64,458,020	2,112,880	6,033	4,357,835	1,705,376	72,640,144
300万円超え 400万円以下	46,107,386	1,589,334	4,724	2,325,472	1,274,648	51,301,564
400万円超え 550万円以下	47,489,217	1,319,775	0	2,340,662	1,474,833	52,624,487
550万円超え 700万円以下	19,556,024	719,962	0	1,794,741	798,840	22,869,567
700万円超え 1,000万円以下	17,966,185	727,151	9,523	2,101,499	1,521,069	22,325,427
1,000万円超え	23,248,611	2,976,624	0	5,956,469	4,701,809	36,883,513
合計	314,750,035	13,356,434	55,958	41,517,377	18,576,678	388,256,482
200万円以下	95,924,592	3,910,708	35,678	22,640,699	7,100,103	129,611,780
200万円超え 700万円以下	177,610,647	5,741,951	10,757	10,818,710	5,253,697	199,435,762
700万円超え	41,214,796	3,703,775	9,523	8,057,968	6,222,878	59,208,940

(8) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

区分 年度	青色申告					事業専従者を有する 白色申告者			
	青色申告 納税 義務者数	事業専従者を有する者			納税 義務者数	納税 義務者数	白色事業 専従者数		専従者 給与額
		青色事業 専従者数	専従者 給与額	納税 義務者数			配偶者	配偶者 以外	
平成23年度	6,621	1,053	308	2,781,256	1,238	82	70	14	65,873
平成24年度	6,917	1,118	321	2,843,250	1,300	76	68	9	62,412
平成25年度	6,943	1,098	304	2,813,496	1,274	94	80	19	70,877
平成26年度	6,909	1,087	313	2,816,823	1,274	93	81	70	104,660
平成27年度	7,013	1,083	325	3,029,802	1,268	91	80	26	81,800
平成28年度	7,163	1,087	309	2,884,088	1,260	91	79	60	97,940
平成29年度	7,448	1,080	300	2,789,724	1,264	88	78	19	76,580
平成30年度	7,474	1,038	284	2,693,774	1,209	86	77	21	72,729
令和元年度	7,568	998	285	2,689,655	1,171	77	66	22	64,637
令和2年度	7,345	983	259	2,560,483	1,145	76	66	11	57,631

16 法人市民税

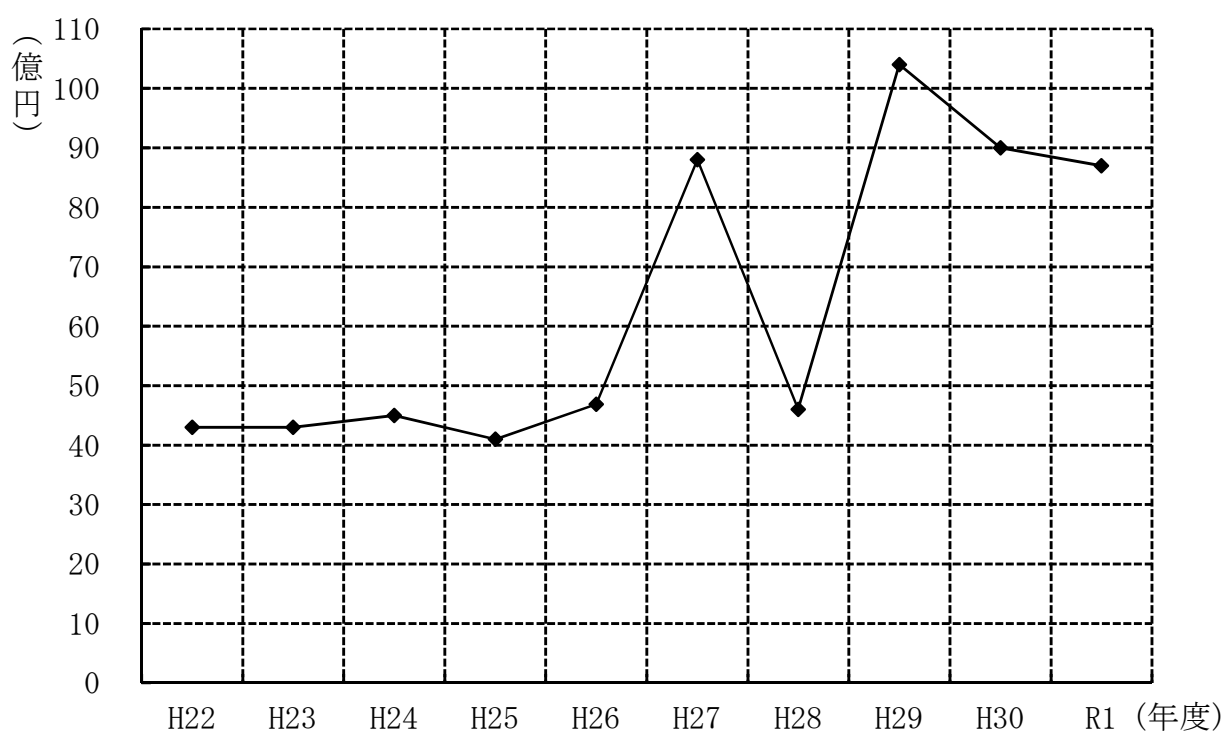
(1) 税率別調定額前年度対比表

区分・税率		年度		令和元年度	平成30年度	対前年度比	構成比
		税率	千円				
申告区分	確定・予定		14.7%	0	0		
		※1	12.1%	6,455,928	6,548,145		
		※2	8.4%	0	0	98.6	73.8
			13.5%	0	0		
		※1	10.9%	387,575	395,177		
		※2	7.2%	0	0	98.1	4.4
			12.3%	786	337		
		※1	9.7%	855,436	755,540		
		※2	6.0%	48	0	113.3	9.8
	修正・更正		14.7%	341	1,722		
		※1	12.1%	12,813	302,237		
		※2	8.4%	0	0	4.3	0.1
			13.5%	146	302		
		※1	10.9%	3,077	3,734		
		※2	7.2%	0	0	79.9	0.1
			12.3%	1,256	4,718		
		※1	9.7%	10,728	8,254		
		※2	6.0%	0	0	92.4	0.1
小計				7,728,134	8,020,166	96.4	88.3
均等割				1,022,194	1,009,298	101.3	11.7
合計				8,750,328	9,029,464	96.9	100.0
納税義務者数	地方税法第三百十二条第一項	第1号法人		4,866	4,820	101.0	66.6
		第2号法人		66	63	104.8	0.9
		第3号法人		1,077	1,084	99.4	14.7
		第4号法人		129	126	102.4	1.7
		第5号法人		465	463	100.4	6.4
		第6号法人		77	74	104.1	1.1
		第7号法人		513	519	98.8	7.0
		第8号法人		40	40	100.0	0.5
		第9号法人・人格のない社団等		77	74	104.1	1.1
	合計			7,310	7,263	100.6	100.0

※1 平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率

※2 令和元年10月1日以降に開始する事業年度の税率

(2) 調定額の推移



(3) 月別調定額前年度対比表

(単位：円・件・%)

年度 月	令和元年度		平成30年度		調定額 対前年度比
	調定額	申告件数	調定額	申告件数	
4月	198,147,700	686	146,461,300	620	135
5月	297,802,900	1,504	270,755,200	1,404	110
6月	951,776,000	1,742	954,097,300	1,485	100
7月	3,248,922,100	928	3,071,826,000	1,146	106
8月	212,067,200	1,094	220,152,000	898	96
9月	197,286,000	749	182,605,100	883	108
10月	102,535,900	753	393,192,700	719	26
11月	827,120,500	1,737	1,814,684,400	1,735	46
12月	2,175,515,900	719	87,666,500	718	2,482
1月	58,498,900	486	49,091,800	524	119
2月	96,256,600	852	108,040,800	821	89
3月	384,397,800	1,054	1,730,891,000	963	22
計	8,750,327,500	12,304	9,029,464,100	11,916	97

17 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ（当初）

（単位：千円）

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土 地 ・ 家 屋	平成28年度	1,197,675,361	1,216,269,061
	平成29年度	1,203,243,174	1,220,302,650
	平成30年度	1,193,644,876	1,213,008,964
	令和元年度	1,212,167,735	1,228,016,998
	令和2年度	1,226,314,853	1,240,568,789
償 却 資 産	平成28年度	228,439,835	—
	平成29年度	232,761,354	—
	平成30年度	237,148,908	—
	令和元年度	252,056,606	—
	令和2年度	268,800,285	—
合 計	平成28年度	1,426,115,196	1,216,269,061
	平成29年度	1,436,004,528	1,220,302,650
	平成30年度	1,430,793,784	1,213,008,964
	令和元年度	1,464,224,341	1,228,016,998
	令和2年度	1,495,115,138	1,240,568,789

(2) 土地に関する概要調書

区分 地目	地積				決定価格				筆数				単位当たり価格		
	非課税地積 (イ) (㎡)	評価総地積 (ロ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (ハ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ) (㎡)	総額 (ホ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ヘ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ト) (千円)	(ト)に係る 課税標準額 (チ) (千円)	非課税地 筆数 (リ) (筆)	評価総 筆数 (ヌ) (筆)	法定免税点 未満のもの (ル) (筆)	法定免税点 以上のもの (ロ) (筆)	平均価格 (ハ) (円/㎡)	最高価格 (カ) (円/㎡)	
田	一般田	55,243	4,661,206	319,918	4,341,288	465,649	31,769	433,880	433,880	78	7,376	548	6,828	100	113
	勸告遊休田														
	介在田等		167,565		167,565	4,464,359		4,464,359	1,488,120		358		358	26,643	77,860
畑	一般畑	95,228	7,176,210	773,359	6,402,851	452,636	48,268	404,368	404,309	218	13,735	1,720	12,015	63	81
	勸告遊休畑														
	介在畑等	114,300	740,723	35	740,688	34,148,325	1,020	34,147,305	11,321,930	147	2,326	3	2,323	46,101	152,400
宅地	小規模住宅用地		10,867,901	4,225	10,863,676	689,482,189	172,485	689,309,704	114,878,521		70,688	346	70,342	63,442	479,598
	一般住宅用地		3,322,407	1,054	3,321,353	153,070,174	29,221	153,040,953	51,004,480		25,709	144	25,565	46,072	327,977
	商業地等 (非住宅用地)		7,580,461	19	7,580,442	425,855,004	1,304	425,853,700	275,971,890		10,388	9	10,379	56,178	695,251
	計	2,510,453	21,770,769	5,298	21,765,471	1,268,407,367	203,010	1,268,204,357	441,854,891	2,599	106,785	499	106,286	58,262	695,251
塩田															
鉱泉地		20		20	487			487	487		6		6	24,350	34,255
池沼															
山林	一般山林	2,433,347	14,247,737	1,406,671	12,841,066	415,977	44,918	371,059	371,059	1,270	9,648	1,747	7,901	29	44
	介在山林	593	14,983	23	14,960	162,872	187	162,685	112,938	3	58	2	56	10,870	30,108
牧場		25,658		25,658	11,931			11,931	11,931		32		32	465	465
原野	740	319,971	10,464	309,507	5,223	239	4,984	4,984	8	137	16	121	16	25	
雑種地	ゴルフ場の用地	27,982	3,677,443		3,677,443	11,214,115		11,214,115	7,848,984	140	2,573		2,573	3,049	19,100
	遊園地等の用地	686,902								619					
	鉄軌道用地 (単体利用)		35,762		35,762	856,587		856,587	556,682		62		62	23,952	63,333
	鉄軌道用地 (複合利用)		23,355		23,355	4,144,326		4,144,326	2,738,547		32		32	177,449	345,858
	その他の雑種地	1,126,979	4,774,425	101,351	4,673,074	150,787,641	99,316	150,688,325	101,702,361	2,612	14,808	1,299	13,509	31,582	386,456
計	1,841,863	8,510,985	101,351	8,409,634	167,002,669	99,316	166,903,353	112,846,574	3,371	17,475	1,299	16,176	19,622	386,456	
その他	29,152,406									79,796					
合計	36,204,173	57,635,827	2,617,119	55,018,708	1,475,537,495	428,727	1,475,108,768	568,851,103	87,490	157,936	5,834	152,102	25,601		

(3) 宅地に関する調べ

区分 地区別		地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円) (ハ)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
						平均価格 $\frac{(ロ)}{(イ)}$ (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	0	0	0	0	0	0
	高度商業区Ⅰ	0	0	0	0	0	0
	高度商業区Ⅱ	90,375	31,411,567	20,260,549	318	347,569	695,251
	普通商業区	643,404	71,540,236	38,215,297	1,555	111,190	332,080
	計	733,779	102,951,803	58,475,846	1,873	140,304	695,251
住宅地区	併用住宅区	1,627,006	125,191,077	53,502,564	6,777	76,946	189,178
	高級住宅区	0	0	0	0	0	0
	普通住宅区	11,540,650	744,085,449	171,336,297	76,644	64,475	168,890
	計	13,167,656	869,276,526	224,838,861	83,421	66,016	189,178
工業地区	大工場区	2,714,463	117,476,050	71,452,018	654	43,278	80,480
	中小工場区	1,879,173	102,423,007	61,765,093	2,836	54,504	107,290
	家内工業区	0	0	0	0	0	0
	計	4,593,636	219,899,057	133,217,111	3,490	47,870	107,290
村落地区	集団地区	1,775,339	44,459,822	13,293,298	10,215	25,043	36,000
	村落地区	1,444,580	31,383,092	11,865,935	7,118	21,725	36,480
	計	3,219,919	75,842,914	25,159,233	17,333	23,554	36,480
観光地区		0	0	0	0	0	0
農業用施設の用に供する宅地		50,481	234,057	163,840	167	4,637	4,712
生産緑地地区内の宅地		0	0	0	0	0	0
合計		21,765,471	1,268,204,357	441,854,891	106,284	58,267	695,251

(4) 家屋に関する概要調書

区分		所有者数 (人)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	1㎡あたり価格 (円)
木造	総数		52,995	5,619,464	164,994,820	29,361
	法定免税点未満のもの		1,444	44,197	78,061	1,766
	法定免税点以上のもの		51,551	5,575,267	164,916,759	29,580
木造以外	総数		17,563	9,582,686	495,019,368	51,658
	法定免税点未満のもの		208	3,865	19,259	4,983
	法定免税点以上のもの		17,355	9,578,821	495,000,109	51,677
合計	総数	66,774	70,558	15,202,150	660,014,188	43,416
	法定免税点未満のもの	1,355	1,652	48,062	97,320	2,025
	法定免税点以上のもの	65,419	68,906	15,154,088	659,916,868	43,547

〈参考〉

実際免税点の額	200,000円
---------	----------

(5) 償却資産に関する概要調書

納税義務者数に関する調べ

納税義務者数	個人	1,643
	法人	5,469
	合計	7,112

総括表

種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3、法附則第15条の規定の適用を受けるもの (千円)(イ)	(イ)以外のもの (千円)(ロ)	
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	68,011,787	67,843,249	501,162	67,342,087
	機 械 及 び 装 置	104,596,873	103,185,683	589,479	102,596,204
	船 舶	1,656	1,656	0	1,656
	航 空 機		0		
	車 輛 及 び 運 搬 具	1,370,229	1,370,229	0	1,370,229
	工具、器具及び備品	67,914,978	67,794,458	84,667	67,709,791
	小 計 (ハ)	241,895,523	240,195,275	1,175,308	239,019,967
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	26,889,905	25,874,209		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	4,213,330	2,730,801		
	小 計 (ニ)	31,103,235	28,605,010		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	0	0			
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	272,998,758	268,800,285			
内 訳	市 町 村 分 の 額		268,800,285		
	道 府 県 分 の 額				

市町村長が価格等を決定したものうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調べ

区 分	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
法第349条の3	第2項	202
	第9項	6,380
	第19項	23,870
	第20項	84,568
	旧第18項	874
法附則第15条	第2項	28,340
	第31項	470,588
	第38項	5,232
	第41項	0
	旧第3項	7,276
	旧第7項	333
	旧第43項	547,645
合 計	1,175,308	

(6) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	土地の年度別構成比					評価総地積 (千㎡)
	田	畑	宅地	山林	その他	
平成23年度	8.9	14.5	35.8	25.5	15.3	58,701
平成24年度	8.9	14.3	36.0	25.6	15.2	58,737
平成25年度	8.9	14.3	36.4	25.4	15.0	58,524
平成26年度	8.9	14.2	36.5	25.4	15.0	58,401
平成27年度	8.7	14.1	36.7	25.3	15.2	58,350
平成28年度	8.7	14.2	37.2	24.7	15.2	57,743
平成29年度	8.6	14.1	37.4	24.7	15.2	57,754
平成30年度	8.6	14.0	37.4	24.7	15.3	57,795
令和元年度	8.4	13.9	37.7	24.7	15.3	57,710
令和2年度	8.4	13.7	37.8	24.8	15.3	57,635

(7) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総棟数 (棟)			総床面積 (㎡)		
	計	木造	木造以外	計	木造	木造以外
平成23年度	67,641	50,889	※ 16,752	14,127,046	5,215,375	8,911,671
平成24年度	67,927	51,112	※ 16,815	14,226,001	5,264,597	8,961,404
平成25年度	68,314	51,429	※ 16,885	14,334,287	5,321,152	9,013,135
平成26年度	68,917	51,749	※ 17,168	14,557,171	5,372,743	9,184,428
平成27年度	69,349	52,078	※ 17,271	14,661,105	5,431,200	9,229,905
平成28年度	69,527	52,210	※ 17,317	14,773,963	5,459,993	9,313,970
平成29年度	69,929	52,500	※ 17,429	14,814,442	5,510,181	9,304,261
平成30年度	70,206	52,725	※ 17,481	14,926,322	5,553,557	9,372,765
令和元年度	70,317	52,828	※ 17,489	15,087,521	5,583,040	9,504,481
令和2年度	70,558	52,995	※ 17,563	15,202,150	5,619,464	9,582,686

※ 区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税（種別割）に関する調べ（当初）

令和2年4月1日現在（単位：台・円）

区分 車種		賦課期日現在台数			非課税 台数	減免 台数	差引課税 台数	税率	調定額		
		一般	官公署	計							
原動機付自転車	50cc以下	11,192	16	11,208	16	0	11,192	2,000	22,384,000		
	50cc超 90cc以下	834	5	839	5	0	834	2,000	1,668,000		
	90cc超 125cc以下	4,506	44	4,550	44	3	4,503	2,400	10,807,200		
	ミニカー	237	0	237	0	0	237	3,700	876,900		
	小計	16,769	65	16,834	65	3	16,766		35,736,100		
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車 (側車付を含む)	4,019	26	4,045	26	3	4,016	3,600	14,457,600		
	三輪車	8	0	8	0	0	8		35,300		
	四輪車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	※	0	
			自家用	33,214	13	33,227	13	417		32,797	309,873,900
		貨物	営業用	808	0	808	0	3		805	2,871,000
			自家用	9,669	43	9,712	43	64		9,605	47,544,800
	農耕用	1,445	3	1,448	3	0	1,445	2,400	3,468,000		
	特殊作業用	350	1	351	1	0	350	5,900	2,065,000		
	小計	49,513	86	49,599	86	487	49,026		380,315,600		
	二輪の小型自動車	3,808	49	3,857	49	0	3,808	6,000	22,848,000		
合計	70,090	200	70,290	200	490	69,600		438,899,700			

※P.37 (2) 軽自動車税（種別割）に関する調べ（当初、三輪・四輪内訳）参照

(2) 軽自動車税（種別割）に関する調べ（当初、三輪・四輪内訳）

令和2年4月1日現在（単位：台・円）

車種		区分	賦課期日現在台数			非課税台数	減免台数	差引課税台数	税率	調定額	
			一般	官公署	計						
三輪	乗	標準税率（新税率）	0	0	0	0	0	0	3,900	0	
		旧税率	1	0	1	0	0	1	3,100	3,100	
		重課税率	7	0	7	0	0	7	4,600	32,200	
		軽課税率（75%軽減）	0	0	0	0	0	0	1,000	0	
		軽課税率（50%軽減）	0	0	0	0	0	0	2,000	0	
		軽課税率（25%軽減）	0	0	0	0	0	0	3,000	0	
		小計	8	0	8	0	0	8		35,300	
四輪	乗	営業用	標準税率（新税率）	0	0	0	0	0	0	6,900	0
			旧税率	0	0	0	0	0	0	5,500	0
			重課税率	0	0	0	0	0	0	8,200	0
			軽課税率（75%軽減）	0	0	0	0	0	0	1,800	0
			軽課税率（50%軽減）	0	0	0	0	0	0	3,500	0
			軽課税率（25%軽減）	0	0	0	0	0	0	5,200	0
			小計	0	0	0	0	0	0		0
	貨物	家用	標準税率（新税率）	9,755	4	9,759	4	134	9,621	10,800	103,906,800
			旧税率	15,200	8	15,208	8	202	14,998	7,200	107,985,600
			重課税率	6,883	1	6,884	1	81	6,802	12,900	87,745,800
			軽課税率（75%軽減）	0	0	0	0	0	0	2,700	0
			軽課税率（50%軽減）	337	0	337	0	0	337	5,400	1,819,800
			軽課税率（25%軽減）	1,039	0	1,039	0	0	1,039	8,100	8,415,900
			小計	11,121	4	11,125	4	216	11,005	27,400	121,838,100
三輪	乗	営業用	標準税率（新税率）	339	0	339	0	0	339	3,800	1,288,200
			旧税率	316	0	316	0	2	314	3,000	942,000
			重課税率	126	0	126	0	1	125	4,500	562,500
			軽課税率（75%軽減）	0	0	0	0	0	0	1,000	0
			軽課税率（50%軽減）	0	0	0	0	0	0	1,900	0
			軽課税率（25%軽減）	27	0	27	0	0	27	2,900	78,300
			小計	366	0	366	0	3	363	12,100	1,891,000
	貨物	家用	標準税率（新税率）	2,853	19	2,872	19	13	2,840	5,000	14,200,000
			旧税率	3,509	7	3,516	7	25	3,484	4,000	13,936,000
			重課税率	3,181	17	3,198	17	26	3,155	6,000	18,930,000
			軽課税率（75%軽減）	0	0	0	0	0	0	1,300	0
			軽課税率（50%軽減）	0	0	0	0	0	0	2,500	0
			軽課税率（25%軽減）	126	0	126	0	0	126	3,800	478,800
			小計	3,079	26	3,105	26	48	3,059	11,600	33,614,800
合計			43,699	56	43,755	56	484	43,215		360,325,000	

(3) 軽自動車税（種別割）車種別台数及び調定額の推移（当初）

（単位：台・円・％）

車種		平成30年度		令和元年度		令和2年度			
		台数	対 前年度比	台数	対 前年度比	台数	対 前年度比	構成比	
									調定額
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	12,092	96.2	11,668	96.5	11,192	95.9	16.1	
		24,184,000	96.2	23,336,000	96.5	22,384,000	95.9	5.1	
	50cc超 90cc以下	893	97.4	858	96.1	834	97.2	1.2	
		1,786,000	97.4	1,716,000	96.1	1,668,000	97.2	0.4	
	90cc超 125cc以下	4,176	103.8	4,328	103.6	4,503	104.0	6.5	
		10,022,400	103.8	10,387,200	103.6	10,807,200	104.0	2.5	
	ミニカー	241	99.2	239	99.2	237	99.2	0.3	
		891,700	99.2	884,300	99.2	876,900	99.2	0.2	
	小 計	17,402	98.0	17,093	98.2	16,766	98.1	24.1	
		36,884,100	98.3	36,323,500	98.5	35,736,100	98.4	8.2	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二 輪 車 (側車付を含む)	3,954	102.5	4,001	101.2	4,016	100.4	5.7	
		14,234,400	102.5	14,403,600	101.2	14,457,600	100.4	3.2	
	三 輪 車	9	100.0	9	100.0	8	88.9	0.0	
		39,900	103.9	39,900	100.0	35,300	88.5	0.0	
	四 輪	乗用	営業用	—	0	—	0	—	0.0
			自家用	0	—	0	—	0	—
	貨物用	自家用	31,691	102.0	32,334	102.0	32,797	101.4	47.1
			278,869,800	106.4	294,934,500	105.8	309,873,900	105.1	70.6
	米軍	0	—	0	—	0	—	0.0	
		0	—	0	—	0	—	0.0	
	貨物用	営業用	671	109.6	711	106.0	805	113.2	1.2
		自家用	2,281,000	113.2	2,482,400	108.8	2,871,000	115.7	0.7
	農 耕 用	9,705	99.7	9,670	99.6	9,605	99.3	13.8	
		46,426,700	101.8	47,008,300	101.3	47,544,800	101.1	10.8	
	特 殊 作 業 用	1,435	101.1	1,438	100.2	1,445	100.5	2.1	
		3,444,000	101.1	3,451,200	100.2	3,468,000	100.5	0.8	
	小 計	323	104.2	336	104.0	350	104.2	0.5	
		1,905,700	104.2	1,982,400	104.0	2,065,000	104.2	0.5	
	二 輪 の 小 型 自 動 車	47,788	101.7	48,499	101.5	49,026	101.1	70.4	
		347,201,500	105.6	364,302,300	104.9	380,315,600	104.4	86.6	
合 計	二 輪 の 小 型 自 動 車	3,756	101.3	3,781	100.7	3,808	100.7	5.5	
		22,536,000	101.3	22,686,000	100.7	22,848,000	100.7	5.2	
合 計	合 計	68,946	100.7	69,373	100.6	69,600	100.3	100.0	
		406,621,600	104.6	423,311,800	104.1	438,899,700	103.7	100.0	

（注）表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(4) 軽自動車税（環境性能割）月別調定額前年度対比表

(単位：円)

月	令和2年度	令和元年度	
	調定額	調定額	
4月	1,673,000		
5月	1,977,500		
6月	1,499,600		
7月	1,067,300		
8月	2,194,400		
9月	1,745,400		
10月	1,599,000		
11月	2,141,100		
12月	2,211,400		1,278,700
1月	2,411,600		1,058,800
2月	1,384,300		1,589,500
3月		1,168,300	
計	19,904,600	5,095,300	

※軽自動車税環境性能割は令和元年10月1日から創設され、県が賦課徴収し、翌々月末に全額を市に払込む

19 市たばこ税に関する調べ

上欄…調定額(円)、下欄…前月売上本数(本)

年度 申告月	平成29年度	対前年度比 (%)	平成30年度	対前年度比 (%)	令和元年度	対前年度比 (%)
4月	191,212,928	110.4	146,371,236	76.5	152,974,587	104.5
	37,203,816	109.5	28,238,804	75.9	27,109,940	96.0
5月	165,280,630	105.6	146,889,293	88.9	154,137,050	104.9
	31,786,868	105.1	28,099,980	88.4	27,311,605	97.2
6月	167,754,838	103.1	146,103,813	87.1	164,877,549	112.8
	32,331,539	102.5	27,977,145	86.5	29,214,449	104.4
7月	158,635,187	96.8	150,502,288	94.9	145,545,680	96.7
	30,587,595	96.2	28,813,116	94.2	25,789,863	89.5
8月	156,535,242	92.8	149,179,725	95.3	164,763,753	110.4
	30,162,475	92.2	28,558,795	94.7	29,194,213	102.2
9月	157,419,589	90.3	159,572,171	101.4	154,752,977	97.0
	30,341,200	89.8	30,543,421	100.7	27,409,048	89.7
10月	155,710,939	95.0	191,196,410	122.8	167,514,202	87.6
	30,004,453	94.4	36,544,614	121.8	29,594,681	81.0
11月	152,653,871	79.9	124,462,261	81.5	141,081,667	113.4
	29,417,908	79.5	22,106,447	75.1	24,785,743	112.1
12月	144,866,317	82.7	143,006,935	98.7	147,774,185	103.3
	27,896,336	82.2	25,362,826	90.9	25,961,733	102.4
1月	159,749,680	75.1	159,033,792	99.6	153,162,958	96.3
	30,763,698	74.8	28,189,369	91.6	26,908,461	95.5
2月	140,982,318	94.0	138,274,413	98.1	149,705,194	108.3
	27,141,340	93.3	24,510,453	90.3	26,300,983	107.3
3月	131,966,026	86.6	139,437,313	105.7	137,653,095	98.7
	25,411,798	86.0	24,707,968	97.2	24,183,608	97.9
手持品 課税	215,546		7,409,531		182,930	
	505,286		17,054,015		108,140	
計	1,882,983,111	94.8	1,801,439,181	95.7	1,834,125,827	101.8
	363,554,312	93.9	350,706,953	96.5	323,872,467	92.3

区分 年度	売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
H26年度	396,974,534	[平成29年4月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,262円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき3,355円	1,993,927,276
H27年度	363,554,312		1,987,069,140
H28年度	350,706,953	[平成30年4月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,262円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき4,000円	2,044,611,990
H29年度	350,706,953		1,882,983,111
H30年度	350,706,953	[平成30年10月からの売渡分] ・旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ千本につき5,692円 ・旧3級品の紙巻たばこ千本につき4,000円	1,801,439,181
R元年度	323,872,467		[令和元年10月からの売渡分] ・製造たばこ千本につき5,692円

(注) 旧3級品の紙巻たばことは、専売納付金制度化において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

20 入湯税に関する調べ

(1) 税率及び課税対象者数

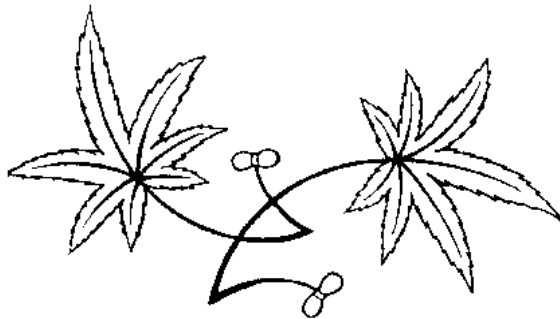
区分 \ 年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
税率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	36,255人	36,413人	35,704人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	3,021人	3,034人	2,975人
特別徴収義務者数	飯山地区 3軒	飯山地区 3軒	飯山地区 2軒
	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒	七沢地区 7軒
	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒	睦合地区 1軒
	計 11軒	計 11軒	計 10軒

(2) 月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4月	543,000	98.3	470,400	86.6	555,150	118.0
5月	419,100	94.8	435,750	104.0	473,850	108.7
6月	417,600	87.9	428,550	102.6	510,900	119.2
7月	358,950	89.0	413,700	115.3	406,950	98.4
8月	380,100	92.1	334,350	88.0	396,450	118.6
9月	663,150	104.7	643,500	97.0	612,300	95.2
10月	356,700	112.7	375,900	105.4	367,800	97.8
11月	426,000	97.8	444,000	104.2	382,200	86.1
12月	519,000	106.6	531,000	102.3	497,850	93.8
1月	539,400	107.7	506,850	94.0	444,600	87.7
2月	444,000	97.1	463,350	104.4	435,150	93.9
3月	371,250	87.1	414,600	111.7	272,400	65.7
合計	5,438,250	98.1	5,461,950	100.4	5,355,600	98.1

第3章 納税



市の木 もみじ

(昭和44年2月1日制定)

もみじ（カエデ科）

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2 1 市税収入実績調べ

令和元年度

(単位：円)

税目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 歩 合		前年度対調定 (%)
						対予算 (%)	対調定 (%)	
現 市 民 税	22,336,000,000	23,770,491,660	23,593,369,842	114,680	177,007,138	105.63	99.25	99.29
内 個 人	14,150,000,000	15,020,164,160	14,851,086,498	114,680	168,962,982	104.95	98.87	98.89
内 法 人	8,186,000,000	8,750,327,500	8,742,283,344	0	8,044,156	106.80	99.91	99.94
年 固 定 資 産 税	19,847,000,000	20,155,815,100	20,076,887,414	0	78,927,686	101.16	99.61	99.70
内 土 地 ・ 家 屋	16,467,000,000	16,565,390,700	16,487,475,214	0	77,915,486	100.12	99.53	99.66
内 償 却 資 産	3,296,000,000	3,505,756,800	3,504,744,600	0	1,012,200	106.33	99.97	99.93
度 内 国 有 資 産 交 付 金	84,000,000	84,667,600	84,667,600	0	0	100.79	100.00	100.00
分 ※ 軽 自 動 車 税	432,377,000	426,739,000	420,490,888	0	6,248,112	97.25	98.54	98.66
内 軽 自 動 車 税	418,453,000	421,643,700	415,395,588	0	6,248,112	99.27	98.52	98.66
内 環 境 性 能 割	13,924,000	5,095,300	5,095,300	0	0	36.59	100.00	
市 た ば こ 税	1,974,131,000	1,834,125,827	1,834,125,827	0	0	92.91	100.00	99.99
都 市 計 画 税	2,419,000,000	2,425,307,500	2,413,900,040	0	11,407,460	99.79	99.53	99.66
入 湯 税	5,205,000	5,355,600	5,355,600	0	0	102.89	100.00	100.00
計	47,013,713,000	48,617,834,687	48,344,129,611	114,680	273,590,396	102.83	99.44	99.50
滞 市 民 税	108,500,000	258,304,333	154,572,370	38,955,555	64,776,408	142.46	59.84	59.05
内 個 人	98,457,000	240,306,310	149,950,930	37,166,255	53,189,125	152.30	62.40	61.77
内 法 人	10,043,000	17,998,023	4,621,440	1,789,300	11,587,283	46.02	25.68	23.31
納 固 定 資 産 税	110,812,000	247,912,343	70,843,920	44,317,977	132,750,446	63.93	28.58	29.52
内 土 地 ・ 家 屋	107,107,000	238,400,002	68,426,318	43,254,677	126,719,007	63.89	28.70	29.51
内 償 却 資 産	3,705,000	9,512,341	2,417,602	1,063,300	6,031,439	65.25	25.42	29.79
繰 軽 自 動 車 税	5,040,000	12,346,768	4,631,872	721,548	6,993,348	91.90	37.51	38.95
越 市 た ば こ 税	1,000	30,609	30,609	0	0	3060.90	100.00	0.00
分 特 別 土 地 保 有 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
都 市 計 画 税	15,490,000	35,286,695	10,128,097	6,400,560	18,758,038	65.38	28.70	29.51
入 湯 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00
計	239,845,000	553,880,748	240,206,868	90,395,640	223,278,240	100.15	43.37	44.02
市 税 総 計	47,253,558,000	49,171,715,435	48,584,336,479	90,510,320	496,868,636	102.82	98.81	98.74
前 年 度 同 期	47,735,816,000	48,720,248,994	48,105,970,208	63,350,283	550,928,503	100.78	98.74	98.47

※軽自動車税は、税制改正より令和元年10月1日から種別割という名称に変更。また、新たに環境性能割が創設されました。

2 1 市税収入実績調べ

平成30年度

(単位：円)

税目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 歩 合		前年度対調定 (%)	
						対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市 民 税	23,150,000,000	23,762,171,143	23,592,280,327	549,291	169,341,525	101.91	99.29	99.41
内	個 人	14,150,000,000	14,732,707,043	14,568,481,545	545,191	163,680,307	102.96	98.89	99.06
	法 人	9,000,000,000	9,029,464,100	9,023,798,782	4,100	5,661,218	100.26	99.94	99.90
固 定 資 産 税	19,474,000,000	19,685,525,700	19,627,243,787	2,622,074	55,659,839	100.79	99.70	99.63	
内	土 地 ・ 家 屋	16,182,000,000	16,272,944,200	16,216,841,659	2,622,074	53,480,467	100.22	99.66	99.58
	償 却 資 産	3,206,000,000	3,326,477,700	3,324,298,328	0	2,179,372	103.69	99.93	99.89
記	国有資産交付金	86,000,000	86,103,800	86,103,800	0	0	100.12	100.00	100.00
軽 自 動 車 税	402,083,000	405,041,200	399,593,847	12,900	5,434,453	99.38	98.66	98.51	
市 た ば こ 税	1,990,159,000	1,801,439,181	1,801,408,572	0	30,609	90.52	99.99	100.00	
都 市 計 画 税	2,379,000,000	2,395,390,400	2,387,132,060	385,926	7,872,414	100.34	99.66	99.58	
入 湯 税	5,280,000	5,461,950	5,461,950	0	0	103.45	100.00	100.00	
計	47,400,522,000	48,055,029,574	47,813,120,543	3,570,191	238,338,840	100.87	99.50	99.52	
滞 納 繰 越 分	市 民 税	187,855,000	322,928,271	190,690,293	46,711,675	85,526,303	101.51	59.05	48.24
内	個 人	164,117,000	300,085,089	185,366,120	41,340,771	73,378,198	112.95	61.77	48.84
	法 人	23,738,000	22,843,182	5,324,173	5,370,904	12,148,105	22.43	23.31	38.74
固 定 資 産 税	125,607,000	288,187,467	85,069,525	10,450,664	192,667,278	67.73	29.52	34.10	
内	土 地 ・ 家 屋	117,820,000	278,382,284	82,148,202	10,274,473	185,959,609	69.72	29.51	33.58
	償 却 資 産	7,787,000	9,805,183	2,921,323	176,191	6,707,669	37.52	29.79	49.15
軽 自 動 車 税	4,906,000	12,606,939	4,911,032	869,292	6,826,615	100.10	38.95	37.09	
市 た ば こ 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
特 別 土 地 保 有 税	1,000	225,400	0	225,400	0	0.00	0.00	0.00	
都 市 計 画 税	16,923,000	41,271,343	12,178,815	1,523,061	27,569,467	71.97	29.51	33.58	
入 湯 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
計	335,294,000	665,219,420	292,849,665	59,780,092	312,589,663	87.34	44.02	41.34	
市 税 総 計	47,735,816,000	48,720,248,994	48,105,970,208	63,350,283	550,928,503	100.78	98.74	98.47	
前 年 度 同 期	49,491,082,000	50,296,318,549	49,526,490,651	108,944,896	660,883,002	100.07	98.47	97.72	

2 2 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区 分 税 目		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
市県民税	普通徴収	25,643	15.61	25,308	15.45	25,622	15.62	25,736	16.09
	特別徴収	5,468	2.63	6,201	2.98	6,605	3.02	6,473	2.94
法人市民税		415	4.25	443	4.57	388	4.07	348	3.44
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)									
固定資産税 (償却資産)		34,616	8.95	32,214	8.35	31,407	8.20	33,101	8.48
軽自動車税		10,203	14.93	9,835	14.36	9,199	16.71	9,110	17.97
特別土地保有税		0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		76,345	9.25	74,001	8.79	73,221	8.69	74,768	8.99

平成26年1月のオンラインシステム入替の影響により、平成25年度の市県民税（特別徴収）の督促状件数には26年1～3月分の過納付通知が、固定資産税・都市計画税の督促状件数には固定資産税（償却資産）の3・4期分督促状件数が含まれています。平成26年度は過納付通知を含む数値と固定資産税・都市計画税と固定資産税（償却資産）の合算の数値を掲載しています。

(注) 割合 $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

2 3 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

区 分		年 度			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
電話加入 権差押	件 数	0	0	0	0
	税 額	0	0	0	0
不動産 差 押	件 数	205	174	145	201
	税 額	134,566,647	276,330,838	75,409,986	123,148,705
動産差押	件 数	31	64	72	93
	税 額	25,780,834	118,170,300	55,026,714	65,146,310
債権差押	件 数	1,499	1,756	1,803	3,522
	税 額	657,733,682	738,640,709	624,491,107	1,096,228,919
参加差押 (電話加入権 不動産 動 産)	件 数	64	103	62	77
	税 額	83,315,813	161,988,347	33,673,966	43,706,396
交付要求 〔不動産〕	件 数	168	153	152	202
	税 額	138,342,781	183,400,349	73,679,236	53,234,582
合 計	件 数	1,967	2,250	2,234	4,095
	税 額	1,039,739,757	1,478,530,543	862,281,009	1,381,464,912

第 4 章 その他の資料

2 4 市税証明等発行件数

(単位：件)

種類		年度				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
市県民税課税証明 (所得証明)	本庁	21,857	21,610	19,040	16,992	
	連絡所	13,002	13,532	11,945	9,728	
	合計	34,859	35,142	30,985	26,720	
各種市税納税証明	本庁	3,435	3,840	4,837	4,294	
	連絡所	1,131	1,160	1,307	1,108	
	合計	4,566	5,000	6,144	5,402	
*軽自動車税 車検用納税証明	本庁	1,137	1,213	1,082	1,133	
	連絡所	2,747	2,753	2,770	2,787	
	合計	3,884	3,966	3,852	3,920	
法人所在証明	本庁	173	201	225	160	
固定資産	各種証明	本庁	7,414	7,256	7,436	7,278
		連絡所	1,199	1,082	1,114	971
		合計	8,613	8,338	8,550	8,249
	*価格通知	本庁				
	住宅用家屋証明	本庁	925	1,031	1,009	1,010
証明発行総合計		53,020	53,678	50,765	45,461	

注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数

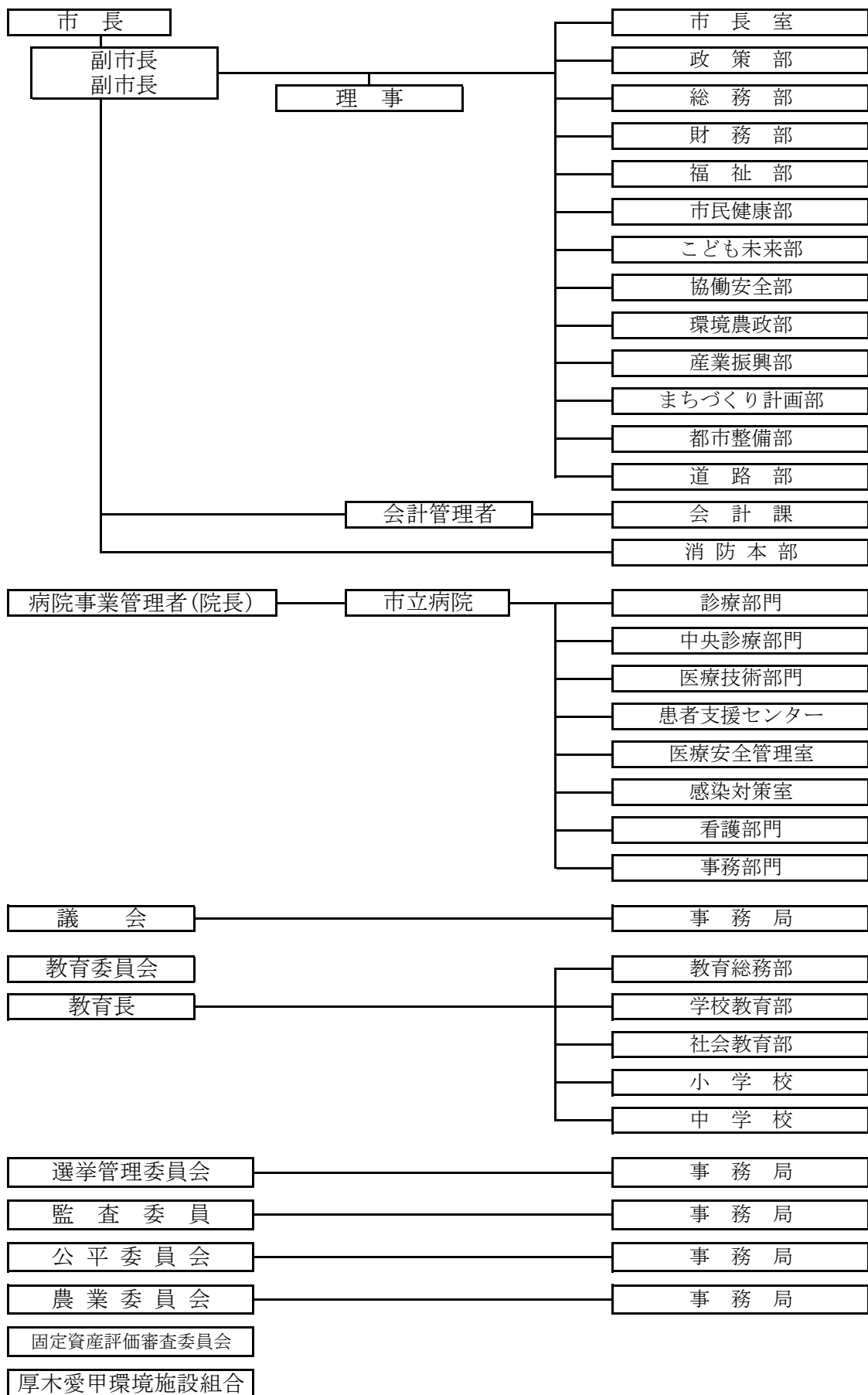
注 「*」は手数料免除

注 「価格通知」は法422条の3に基づく価格通知（平成28年3月31日で廃止）

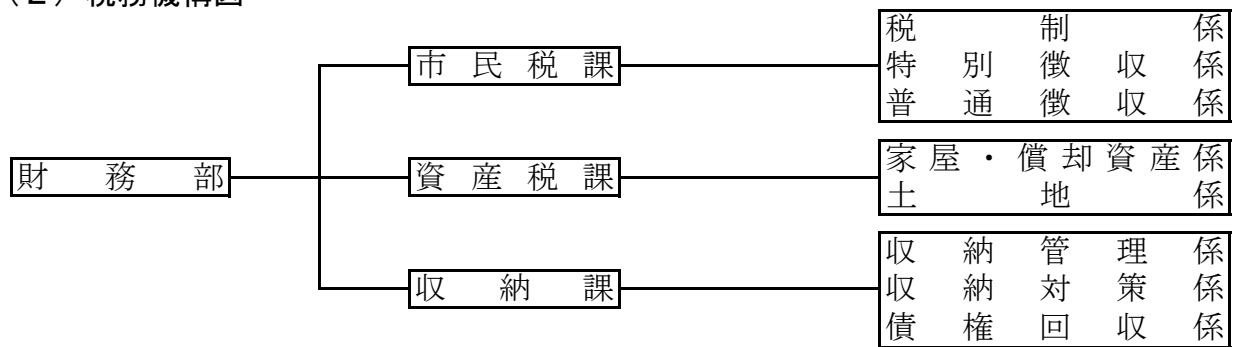
25 行政機構と税務事務分掌

令和2年4月1日現在

(1) 行政機構図



(2) 税務機構図



(3) 税務事務分掌

【市民税課】

税制係 特別徴収係 普通徴収係

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税歳入計画に関すること。
- (3) 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
- (4) 市税に係る諸統計に関すること。
- (5) 営業の開廃業に関すること。
- (6) 市税(固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税を除く。)の審査請求に関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関すること。
- (9) 特別徴収義務者の指定に関すること。
- (10) 特別徴収に係る取扱金融機関の指定に関すること。
- (11) 給与支払報告書に関すること。
- (12) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

【資産税課】

家屋・償却資産係 土地係

- (1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。
- (3) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (5) 市税(固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に限る。)の審査請求に関すること。

【収納課】

収納管理係 収納対策係 債権回収係

- (1) 市税及び県民税の徴収に関すること。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関すること。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (4) 納税貯蓄組合等の指導育成に関すること。
- (5) 納税思想の普及及び啓発に関すること。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関すること。
- (7) 市税及び県民税の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (8) 市税及び県民税の納税奨励に関すること。
- (9) 納税相談に関すること。
- (10) 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分に関すること。

26 税務職員係別人員調べ

(令和2年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	計
財	市民税課	税制係	—	2 (1名兼係長)	—	2	2	1	7	25
		特別徴収係	1 (兼係長)	1	1	2	3	—	8	
		普通徴収係	1 (兼係長)	1	—	2	4	1	9	
務	資産税課	家屋・償却資産係	—	2 (1名兼係長)	3	4	4	1	14	24
		土地係	1 (兼係長)	2	2	2	2	—	9	
部	収納課	収納管理係	—	3 (1名兼係長)	3	—	2	—	8	33
		収納対策係	1 (兼係長)	1	6	4	3	1	16	
		債権回収係	1 (兼係長)	2	1	1	2	1	8	
計	3		5	14	16	17	22	5		82

27 電算事務実施状況

区分	入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷
市区民税	普通徴収 普通徴収課税資料 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書発送用データ等	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 入力連絡票、未申告調査票・催告状、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以 降の処理については、オンラインで端末よ り更新し、帳票類も出力する。 (但し、特別徴収義務者への税額変更通知 書及び納税義務者への税額変更通知書は月 1回のバッチ処理で打出しを行う。)	S42. 3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45. 4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56. 4 普通徴収OCR化 S60. 7 日本語住民情報オンライン稼働 S62. 4 税務オンライン開始 H 8. 1 二次開発税務オンライン稼働 H14. 1 新当初課税システムの稼働 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化、 H21.10 年金特別徴収開始 H22. 3 個人住民税の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入(普通徴収のみ) H26. 1 税務オンライン新システム導入
	特別徴収 給与支払報告書 給与特別徴収に係る申請書 給与所得者異動届出書 給与特別徴収義務者の登録等 年金支払報告書(磁気媒体)等	給与支払報告書(総括表)、 課税台帳、税額決定通知書、 税額変更通知書、 その他賦課事務関連帳票等		S60.12 バッチ処理開始 S62. 4 税務オンライン開始 H22. 3 法人市民税の電子申告(エルタックス)導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入
	法人 各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発送用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	発送用申告書の作成、申告内容の検査入 力、月1回調定作成、その他更正通知書、 各種統計資料の作成を行う。	
固定資産税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以 降の処理については、オンラインで端末よ り更新し、帳票類も出力する。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55. 4 OCRシステム稼働 S59. 4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60. 4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61. 7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にPCを導入 . 8 オンライン稼働テスト S62. 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H22. 3 償却資産の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入
軽自動車税	軽自動車申告書 異動連絡票	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動催告通知書、標識交付証明書、 廃車証明書	当初バッチシステムで賦課計算後、随時賦 課異動処理及び翌年度に向けての新規登録 処理を端末との会話処理で行う。	S48. 4 課税処理開始 S56. 4 消込処理開始 S60. 7 市民課オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 S62. 3 軽自動車税オンライン業務開始 . 4 税務オンライン開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 H26. 1 税務オンライン新システム導入
収納消込等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ 年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書	OCR・パンチ分は、納税済通知書により 収納消込、給与特徴データ分・年金特徴分 は、収納データにより収納消込を行う。ペ イジー・コンビニ・クレジットカード分 は、速報データにより仮消込、確報データ により本消込を行う。また、消込に伴い、 エラーリスト等を出力し、過誤納処理を実 施。未納者については、督促状、催告書等 を発送し、滞納処理を行う。	S49. 4 市県民税に係る組合員の電算管理開始 S50. 4 固定資産税に係る組合員の電算管理開始 S55. 4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) S56. 4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) S59. 6 給与特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成) S62. 4 税務オンライン開始 S62. 4 税務オンラインによる組合員の管理開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ消込開始 H21. 6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始、 H22. 5 給与特別徴収データ消込開始 H23. 3 クレジットカード消込開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入
口座振替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不能通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振 替。手続後、振替不能通知書を作成を行 う。	(S44. 4 手落しによる口座振替開始) S60. 4 MT交換による口座振替開始 S62. 4 税務オンライン開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入

28 市税の税率等一覧表（令和2年度）

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																																																						
市 個 人 税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割) 	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>6 %</td> </tr> </table> <p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により平成26年度から令和5年度まで均等割の標準税率に500円を加算。</p>	税率		均等割	3,500 円	所得割	6 %	<p>普通徴収</p> <table border="1"> <tr> <td>1期</td> <td>6月1日～6月30日</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>8月1日～8月31日</td> </tr> <tr> <td>3期</td> <td>10月1日～11月2日</td> </tr> <tr> <td>4期</td> <td>1月1日～2月1日</td> </tr> </table> <p>給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日</p> <p>年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで</p>	1期	6月1日～6月30日	2期	8月1日～8月31日	3期	10月1日～11月2日	4期	1月1日～2月1日																																																								
	税率																																																																									
均等割	3,500 円																																																																									
所得割	6 %																																																																									
1期	6月1日～6月30日																																																																									
2期	8月1日～8月31日																																																																									
3期	10月1日～11月2日																																																																									
4期	1月1日～2月1日																																																																									
民 法 人 税		<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) 	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">資本金等の額</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td>5億円以上の法人</td> <td>100分の8.4</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td> <td>100分の7.2</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>1億円未満の法人</td> <td>100分の6.0</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">資本金等の額</th> <th>市内事務所等の従業者数</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td rowspan="10">均等割</td> <td>公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外)人格のない社団等(収益事業を行うもの)資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)</td> <td>—</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下の法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> </table> <p>※法人税割の税率については、令和元年10月1日以後の事業年度から適用</p>	資本金等の額		税率	法人税割	5億円以上の法人	100分の8.4	均等割	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の7.2	均等割	1億円未満の法人	100分の6.0	資本金等の額		市内事務所等の従業者数	税率	均等割	公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外)人格のない社団等(収益事業を行うもの)資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000 円	1,000万円以下の法人	50人以下のもの	50,000 円		50人を超えるもの	120,000 円	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000 円		50人を超えるもの	150,000 円	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000 円		50人を超えるもの	400,000 円	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000 円		50人を超えるもの	1,750,000 円		50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円	申告納付 事業年度終了後2カ月以内																						
資本金等の額		税率																																																																								
法人税割	5億円以上の法人	100分の8.4																																																																								
均等割	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社	100分の7.2																																																																								
均等割	1億円未満の法人	100分の6.0																																																																								
資本金等の額		市内事務所等の従業者数	税率																																																																							
均等割	公共法人及び公益法人等(地方税法の規定により均等割非課税のもの以外)人格のない社団等(収益事業を行うもの)資本金の額及び出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社以外)	—	50,000 円																																																																							
	1,000万円以下の法人	50人以下のもの	50,000 円																																																																							
		50人を超えるもの	120,000 円																																																																							
	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000 円																																																																							
		50人を超えるもの	150,000 円																																																																							
	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000 円																																																																							
		50人を超えるもの	400,000 円																																																																							
	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000 円																																																																							
		50人を超えるもの	1,750,000 円																																																																							
		50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円																																																																						
固定資産税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者 	課税標準の1.4/100 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満	<p>普通徴収</p> <table border="1"> <tr> <td>1期</td> <td>5月1日～6月1日</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>7月1日～7月31日</td> </tr> <tr> <td>3期</td> <td>12月1日～1月4日</td> </tr> <tr> <td>4期</td> <td>2月1日～3月1日</td> </tr> </table>	1期	5月1日～6月1日	2期	7月1日～7月31日	3期	12月1日～1月4日	4期	2月1日～3月1日																																																														
1期	5月1日～6月1日																																																																									
2期	7月1日～7月31日																																																																									
3期	12月1日～1月4日																																																																									
4期	2月1日～3月1日																																																																									
軽自動車税 (種別割)	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者 	<table border="1"> <tr> <th>車種</th> <th>税率</th> <th>車種</th> <th>税率</th> <th>車種</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td rowspan="4">営業用</td> <td>通常(新税率)</td> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>通常(新税率)</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> <td>経過措置</td> <td>経過措置</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>重課</td> <td>重課</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>軽課75%</td> <td>軽課75%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>軽課50%</td> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>軽課50%</td> </tr> <tr> <td>特殊作業用</td> <td>軽課25%</td> <td>軽課25%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽二輪車(125cc超～250cc以下)</td> <td rowspan="2">年額</td> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>通常(新税率)</td> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>通常(新税率)</td> </tr> <tr> <td>経過措置</td> <td>経過措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">三輪の小型自動車(250cc超)</td> <td rowspan="6">年額</td> <td rowspan="6">四輪乗用</td> <td>通常(新税率)</td> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>通常(新税率)</td> </tr> <tr> <td>経過措置</td> <td>経過措置</td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>重課</td> </tr> <tr> <td>軽課75%</td> <td>軽課75%</td> </tr> <tr> <td>軽課50%</td> <td>軽課50%</td> </tr> <tr> <td>軽課25%</td> <td>軽課25%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車三輪</td> <td rowspan="6">年額</td> <td rowspan="6">四輪乗用</td> <td>通常(新税率)</td> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>通常(新税率)</td> </tr> <tr> <td>経過措置</td> <td>経過措置</td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>重課</td> </tr> <tr> <td>軽課75%</td> <td>軽課75%</td> </tr> <tr> <td>軽課50%</td> <td>軽課50%</td> </tr> <tr> <td>軽課25%</td> <td>軽課25%</td> </tr> </table>	車種	税率	車種	税率	車種	税率	原動機付自転車	50cc以下	営業用	通常(新税率)	軽自動車	通常(新税率)	50cc超90cc以下	経過措置	経過措置	90cc超125cc以下	重課	重課	ミニカー	軽課75%	軽課75%	小型特殊自動車	農耕作業用	軽自動車	軽課50%	軽自動車	軽課50%	特殊作業用	軽課25%	軽課25%	軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	四輪乗用	通常(新税率)	軽自動車	通常(新税率)	経過措置	経過措置	三輪の小型自動車(250cc超)	年額	四輪乗用	通常(新税率)	軽自動車	通常(新税率)	経過措置	経過措置	重課	重課	軽課75%	軽課75%	軽課50%	軽課50%	軽課25%	軽課25%	軽自動車三輪	年額	四輪乗用	通常(新税率)	軽自動車	通常(新税率)	経過措置	経過措置	重課	重課	軽課75%	軽課75%	軽課50%	軽課50%	軽課25%	軽課25%	普通徴収 5月1日～6月1日
車種	税率	車種	税率	車種	税率																																																																					
原動機付自転車	50cc以下	営業用	通常(新税率)	軽自動車	通常(新税率)																																																																					
	50cc超90cc以下		経過措置		経過措置																																																																					
	90cc超125cc以下		重課		重課																																																																					
	ミニカー		軽課75%		軽課75%																																																																					
小型特殊自動車	農耕作業用	軽自動車	軽課50%	軽自動車	軽課50%																																																																					
	特殊作業用		軽課25%		軽課25%																																																																					
軽二輪車(125cc超～250cc以下)	年額	四輪乗用	通常(新税率)	軽自動車	通常(新税率)																																																																					
			経過措置		経過措置																																																																					
三輪の小型自動車(250cc超)	年額	四輪乗用	通常(新税率)	軽自動車	通常(新税率)																																																																					
			経過措置		経過措置																																																																					
			重課		重課																																																																					
			軽課75%		軽課75%																																																																					
			軽課50%		軽課50%																																																																					
			軽課25%		軽課25%																																																																					
軽自動車三輪	年額	四輪乗用	通常(新税率)	軽自動車	通常(新税率)																																																																					
			経過措置		経過措置																																																																					
			重課		重課																																																																					
			軽課75%		軽課75%																																																																					
			軽課50%		軽課50%																																																																					
			軽課25%		軽課25%																																																																					
市たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> 卸売販売業者等 	令和2年9月30日まで:1,000本につき5,692円 令和2年10月1日から:1,000本につき6,122円	申告納付 毎月翌月末日まで																																																																						
特別土地保有税		<ul style="list-style-type: none"> 1月1日現在取得後10年を経過していない土地を市内に所有する者 1月1日又は7月1日前1年以内に市内の土地を取得した者 	土地の保有に対して土地の取得価格の1.4/100 土地の取得に対して取得価格の3/100 免税点5,000㎡	申告納付 (平成15年度以降当分の間、新たな課税は行わない)																																																																						
入湯税		<ul style="list-style-type: none"> 入湯客 	入湯客1人1日について 150円	申告納付 毎月翌月末日まで																																																																						
都市計画税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者 	課税標準の0.2/100	固定資産税と同様																																																																						

29 市税税率の変遷

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																																																												
市民税	均等割	2,500円			3,000円																																																																			
	個人所得割	200万円以下 3% 200万円超え700万円以下 8% 700万円超え 10%							課税標準の6% (一律)																																																															
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>上記の法人以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>											資本金等の額	市内の従業者数	税率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円	10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000円	10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000円	1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000円	50人以下であるもの	160,000円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000円	50人以下であるもの	130,000円	1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000円	上記の法人以外の法人等		50,000円																																
資本金等の額	市内の従業者数	税率																																																																						
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円																																																																						
10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000円																																																																						
10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000円																																																																						
1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000円																																																																						
	50人以下であるもの	160,000円																																																																						
1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000円																																																																						
	50人以下であるもの	130,000円																																																																						
1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000円																																																																						
上記の法人以外の法人等		50,000円																																																																						
法人税割	昭和56年改正 (S56.8.1以降) 法人税額の14.7% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5% 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3%																																																																							
固定資産税	(免税点) 土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																																							
軽自動車税	昭和60年改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> <th colspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td colspan="2">1,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>50cc超90cc以下</td> <td colspan="2">1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>90cc超125cc以下</td> <td colspan="2">1,600円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>ミニカー</td> <td colspan="2">2,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽三輪</td> <td colspan="2">3,100円</td> <td>軽二輪車(125cc超250cc以下)</td> <td colspan="2">2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td colspan="2">4,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>小型特殊農耕作業用</td> <td colspan="2">1,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>自動車特殊作業用</td> <td colspan="2">4,700円</td> </tr> </tbody> </table>												車種区分		税率(年額)		車種区分		税率(年額)		四輪以上	乗用	自家用	7,200円	原動機付自転車	50cc以下	1,000円		営業用	5,500円	50cc超90cc以下	1,200円		貨物用	自家用	4,000円	90cc超125cc以下	1,600円		営業用	3,000円	ミニカー	2,500円		軽三輪		3,100円		軽二輪車(125cc超250cc以下)	2,400円						二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円						小型特殊農耕作業用	1,600円						自動車特殊作業用	4,700円	
車種区分		税率(年額)		車種区分		税率(年額)																																																																		
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																		
		営業用	5,500円		50cc超90cc以下	1,200円																																																																		
	貨物用	自家用	4,000円		90cc超125cc以下	1,600円																																																																		
		営業用	3,000円		ミニカー	2,500円																																																																		
軽三輪		3,100円		軽二輪車(125cc超250cc以下)	2,400円																																																																			
				二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円																																																																			
				小型特殊農耕作業用	1,600円																																																																			
				自動車特殊作業用	4,700円																																																																			
市たばこ税	千本につき2,668円 (旧3級品は千本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用			千本につき2,977円 (旧3級品は千本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用			千本につき3,298円 (旧3級品は千本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用																																																																	
特別土地保有税	保有分 1.4% (免税点 5,000㎡) 取得分 3%			新たな課税の停止																																																																				
入湯税	昭和52年改正 1人1日につき150円			課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)追加 平成15年4月1日から適用																																																																				
都市計画税	課税標準の0.2%																																																																							
備考																																																																								

29 市税税率の変遷 (続き)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元(平成31)年度	令和2年度				
市民税	均等割	3,000円		3,500円									
	個人所得割	課税標準の6% (一律)											
	法人均等割	資本金等の額		市内の従業者数		税率							
		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000円							
10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000円									
10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000円									
1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000円									
		50人以下であるもの		160,000円									
1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000円									
		50人以下であるもの		130,000円									
1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000円									
上記の法人以外の法人等				50,000円									
法人税割	※ 前頁参照		平成26年税制改正 (平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9% 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7%				平成28年度税制改正 (令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の8.4% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 7.2% 資本金等の額が1億円未満である法人等 6.0%						
固定資産税	課税標準の1.4%		(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満										
軽自動車税	※ 前頁参照		平成27年改正				令和元年改正(令和元年10月1日から) 自動車取得税が廃止され軽自動車税(環境性能割)が創設 従来の軽自動車税は軽自動車税(種別割)に名称変更						
		千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用		千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき2,925円) 平成28年4月1日から適用		千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき3,355円) 平成29年4月1日から適用		千本につき5,692円 (旧3級品:千本につき4,000円) 平成30年10月1日から適用		千本につき5,692円 (旧3級品:千本につき5,692円) 令和元年10月1日から適用		千本につき6,122円 令和2年10月1日から適用	
特別土地保有税	新たな課税の停止												
入湯税	1人1日につき150円 課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)												
都市計画税	課税標準の0.2%												
備考													

令和2年度市税概要

令和3年2月発行

発行 厚 木 市
編集 財務部市民税課